

平成30年12月4日

平成30年第4回岬町議会定例会

第1日会議録

平成30年第4回（12月）岬町議会定例会第1日会議録

○平成30年12月4日（火）午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり11名であります。

| | | |
|-----------|---------|----------|
| 1番 坂原正勝 | 2番 辻下正純 | 3番 和田勝弘 |
| 5番 道工晴久 | 6番 松尾匡 | 7番 反保多喜男 |
| 9番 奥野学 | 10番 出口実 | 11番 竹原伸晃 |
| 12番 小川日出夫 | 13番 中原晶 | |

欠席議員 0名

欠 員 1名

傍 聴 28名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

| | | |
|----------------------------------|-------------------|-------------------------------------|
| 町 長 田代 堯 | まちづくり戦略室 危機管理監 | 竹下雅樹 |
| 副町長 中口守可 | 教育次長 | 澤 憲一 |
| 副町長 松田康博 | 水道事業理事 | 鶴久森 敦 |
| 教育長 笠間光弘 | 会計管理者 | 福井智淑 |
| まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼政策推進担当課長 | 川端慎也 | 総務部理事 栗山茂雄 |
| 総務部長 西 啓介 | しあわせ創造部総括理事 | 波戸元雅一 |
| 財政改革部長 兼財政課長 | 相馬進祐 | 都市整備部総括理事 早野清隆 |
| しあわせ創造部長 | 松井清幸 | 総務部理事 兼企画地方創政課長 寺田武司 |
| 都市整備部長 | 家永 淳 | 財政改革部理事 兼行革推進課長 兼税務課長 阪本 隆 |

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木 真 澄 議会事務局係員 池 田 雄 哉

○会 期

平成30年12月4日から12月26日（23日）

○会議録署名議員

7番 反 保 多喜男 9番 奥 野 学

議事日程

| | |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 一般質問 |

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年第4回岬町議会定例会を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前10時でございます。

本日の出席議員は11名です。欠員は1名でございます。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。7番、反保多喜男君、9番、奥野 学君、以上の2名の方をお願いいたします。

○道工晴久議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日12月4日から12月26日までの23日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日12月4日から12月26日までの23日間と決定しました。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつを求められておりますので、これを許可します。町長、田代 堯君。

○田代町長 皆様、おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、平成30年第4回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の定例会に議員の皆様方におかれましては、何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

さて、去る11月23日にパリで開催されました第164回博覧会国際事務局総会において加盟国による投票が行われ、めでたく2025年日本万国博覧会が大阪で行われることが決定されました。

日本万国博覧会の誘致活動に当たり、私は大阪府町村会の行財政部会長として平成27年より国際博覧会大阪誘致構想検討会の委員となり、開催可能地区の選定や大阪開催

による効果などを議論してまいりました。この朗報をとてもうれしく思っております。

開催国の決定には、どれだけその国の国民からサポートを受けているかが一つの判断材料となり、オールジャパンで取り組む必要がありました。

機運醸成を図るため、議会の皆様におかれましては、ロゴ入りピンバッチやジャンパーの着用、署名活動など多大なるご尽力とご協力を賜りました。この場をおかりし厚く御礼を申し上げます。

2025年にかけて日本万国博覧会の大阪開催が一つの起爆剤となり、大阪のみならず、関西全体の発展に寄与されることと期待しております。

本町におきましても、大阪での日本万国博覧会開催に当たり、引き続き国や大阪府との連携を図るとともに、開催を機に来場者が開催地だけでなく、岬町にも訪れていただけるような取り組みを考えてまいりたいと思っておりますので、議会の皆様におかれましても引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げております議案につきましては、平成30年度岬町一般会計補正予算（第6次）についてなど、補正予算についてが7件。阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてなど、事件案件についてが3件。岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてなど、条例の一部改正についてが6件。岬町水道事業の設置等に関する条例等の廃止にかかる条例の廃止についてが1件。岬町固定資産評価審査委員会委員の選任にかかる人事案件についてが1件。専決処分の報告について、損害賠償額の決定、児童公園など報告についてが2件。以上、議案18件、報告2件でございます。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○道工晴久議長 以上で、町長のあいさつが終わりました。

○道工晴久議長 日程第3、一般質問を行います。

順位に従いまして、質問を許可いたします。

初めに、出口 実君。

○出口 実議員 皆さん、おはようございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

最近、日本にとってすばらしい出来事、ニュースが入ってきております。先ほど、町

長からも話があったように万博でございます。

2年後には、東京オリンピックが開催され、2025年には55年ぶりに2回目の大阪での万博が開催されることが決定いたしました。

また、先日、男鹿の「ナマハゲ」、秋田県などの8県10行事からなる「来訪神仮面・仮装の神々」を無形文化財遺産に登録することが決定をいたしました。

我が岬町にも歴史的価値ある史跡、伝承地がありますが、山林、農地の開発事業により存在が脅かされております。

町の財政でもある文化財、史跡などを子々孫々まで継承していく我々には義務がございます。

今回、3点の質問をいたしますので、住民の方々の声を反映するものであることをご承知いただきたいと思います。

3点の内容は、今後の公共施設のあり方について、太陽光発電施設の規制について、関西電力体育施設の取り扱いについてでございます。

では、最初に今後の公共施設のあり方について質問をいたします。

本町の主要な公共施設は建設から50年を経過するものが多く、雨漏りなどが見られるなど施設の老朽化が進んでおります。

また、南海トラフ地震発生の懸念が高まっている中で、本庁舎を初め、淡輪公民館、保健センターなど耐震対策が必要な施設も多いと聞いております。

将来的にこれらの公共施設を維持し、耐震対策を講じていくためには、多額の費用が必要になると想定され、今後も人口減少が予想される中で、多くの公共施設を維持していくことに財政的には限界があるのではないかと考えております。

そこで、まず今後の公共施設のあり方をどのように考えているかを質問したいと思います。よろしく願いいたします。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

本町の公共施設につきましては、昭和40年代から50年代前半にかけて建設された施設が多く、昭和39年に建設された本庁舎を初め、文化センター、淡輪公民館、青少年センター、保健センターなど主だった施設につきましては今後20年以内に一般的な建物の耐用年数と考えられる60年を迎えることとなります。

また、これらの昭和56年以前に建設された施設については、現在の耐震基準を満たしておらず、耐震化の取り組みも必要となっております。

これらの施設は、本町が人口のピークを迎えた昭和50年代の本町を取り巻く環境をベースとして計画され、その当時に必要な行政サービスの提供を目指して建設されたものであり、社会状況が変化し、人口減少が進む現在とは施設を取り巻く環境も変化しているところです。

また、全ての公共施設を更新し、維持管理することは財政的にも大きな負担となることから、全体的な施設のあり方についての検討を進めていく必要があると考えております。

本町では、平成27年3月に公共施設適正化基本方針を定めておりますので、その中で定めた基本方針、本町を取り巻く環境の変化、また将来にわたり必要となる財政負担の状況などを踏まえ、今後の公共施設のあり方を検討していく必要があると考えているところでございます。

○道工晴久議長 出口 実君。

○出口 実議員 次は、公共施設が建設された当時と現在では、本町を取り巻く環境は大きく変わっており、人口規模に見合った公共施設の定義が必要になってくると私は考えております。

本町の公共施設は、各地区に分散しておりますが、住民の方の利便性や将来的な維持管理経費を抑えるため、施設の更新を行う場合は各施設の機能を集約し、複合施設の建設を検討してはどうかと私は考えております。その答えを少しお願いしたいと思います。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

公共施設適正化基本方針の中では、複合化、多機能化の強化を図ることのできる施設、設備等の共有が可能な施設については積極的に複合化、多機能化を推進し、効率的な活用を図るということを定めております。

将来的な維持管理コストを抑えるためには機能の集約化や複合化を進め、公共施設の統合を行う必要があると考えており、施設の更新に当たってはこれらの点も十分に検討を行いたいと考えております。

公共施設は行政サービスを住民に提供するための拠点施設であります。地域住民の住民生活における最も身近な施設でもございます。

機能の集約等を行う場合は、住民の視点に立つことが重要なことと認識しており、住民の方の意見を伺いながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 出口 実君。

○出口 実議員 施設の統廃合が住民サービスに影響することから、住民の視点に立った検討は重要なことであり、住民の意見を伺いながら検討を進めていってもらいたいと私は考えております。

次に、本庁舎の建て替えの件について質問をいたします。

本町の庁舎は昭和39年に建設され、耐震基準を満たしていない建物があり、雨漏りやひび割れも見られ、大きな地震が来ればひとたまりもないものであると心配しております。

先日の熊本県への議員研修では、庁舎が被災しなかったため、対策本部を素早く立ち上げることができたというお話を伺っております。

庁舎は災害発生に司令塔として大きな役割を担う施設であり、耐震基準を満たしていない本町の庁舎については早急に建て替えを進める必要があると考えますが、町はどのように考えているのでしょうか、一つよろしく願いいたします。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 ご答弁させていただきます。

庁舎の建て替えの問題につきましては、これまでも議会でご質問いただき、ご答弁をさせていただいておりますが、担当といたしましても、現在の状況を勘案すると建て替えが必要と認識しているところでございますが、試算では、建て替えには30億円から35億円程度の費用が必要となっております。現状ではその財源を確保する見込みが立っていない状況でございます。

庁舎の建て替えが対象となる国の財政支援制度につきましては、市町村役場機能緊急保全事業がありますが、この事業は平成32年度までに庁舎整備が完了するものが支援対象事業となっており、スケジュール的に採択を受けることが難しい状況でございます。

そのような中で、現在の庁舎の長寿命化を図りながら効率的な建て替え手法の検討を進めるとともに、国に対しては財政支援制度の延長と支援の充実を求めているところでございます。

また、災害時の対応につきましては、新耐震基準後に建設された水道庁舎の1階に対策本部を設け、今年度に防災無線設備についても移転を行うなど、非常時への備えを進めているところでございます。

○道工晴久議長 出口 実君。

○出口 実議員 続きまして、災害対策本部は耐震性能を有する水道庁舎に設置されておりますが、万一、執務時間内に地震が発生し、不幸にして本庁舎が倒壊する事態になれ

ば本部機能を担う職員が被災し、対策本部を立ち上げることができなくなります。

議員研修でうかがった大津町では、地震により庁舎が使用できなくなったが、電算室が無事で、そちらに対策本部を設置し、情報システムを使えたことから業務を進める上で役に立ったと話を伺っております。

本庁舎が倒壊すれば、電話機能を初め、対策本部機能を運営する必要な機材、復旧作業に必要な各種台帳等が失われることとなります。

庁舎建設には多額の費用が必要と理解してはいますが、決断して庁舎の建て替えを進めるべきではないかと考えております。

町長の考えをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○道工晴久議長 田代町長。

○田代町長 出口議員さんの質問にお答えさせていただきます。

内容については先ほど担当部長のほうからるる庁舎の建設から始まって、現在までの件については説明のあったとおりでございます。

思い切ってこの庁舎を建て替えたいというのはもう議員さんと同様、住民の立場から考えると、一日も早いこと建てなければならないと、このようには思っております。

これは毎度毎度事あるたびに議会の皆さん方にもご説明させていただいてるとおり、万が一、この庁舎が地震、その他の事故で倒壊、半倒壊するようなことがあった場合、完全に危機管理機能がストップするわけで、その危機管理体制をしっかりと保つために現在、坊の山に発信基地、受信基地をしっかりと今、計画をして進めております。

また、水道庁舎の1階には防災対策本部という形で、あそこにはしっかりとした機能を備えた、そういった設備も現在行って、次の年度にかけてやります。

それから、町内への放送、防災無線等も今予算で来年に向けてしっかりと整備をしてまいる、これは一時的に機能を住民の皆さん方の情報発信を怠らないためにしっかりとやっっていこうと。

ただ、役場の事務機能等々については、現在も検討はしておりますけども、一応ここに大事なそういった重要書類、そういったものについてはクラウド方式を取っておりますので、いつでもその情報は開示できるようになっておりますので、その点は問題ないかなと思っております。

ただ、ここで働く者たち、また住民の皆さんがおいでのときに、万が一地震が起きて倒壊する場合は、これは逃げていただく、早急に自分の身を守っていただくしかないのかなと思っております。

先ほど、担当のほうから30億円から35億円という数字が出ておりますけども、こういったことも含めて福祉施設であります淡輪公民館、こういったことも耐震化ができておりませんし、保健センター、いろいろ公共施設にはまだまだ耐震補強工事をやらなければいけないとがあります。

そういったことも含めて、今のところ国の制度があと1年ぐらいで終わりますので、この制度を今、国のほうに延長してくれということ、我々9市4町、また町で国へ要望しておりますので、その要望によって万が一延長ができて、国からの財政補填ができるようであれば、随時、検討を住民の皆さんの意見を十分聞いた上で判断しなければならないと、このように思っておりますので、できるだけ議員のおっしゃる庁舎の建て替え等については随時、その都度、検討を怠らないようにしてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○道工晴久議長 出口 実君。

○出口 実議員 ちょっと、いろんな情報が私のほうに入っていて、ちなみに近隣の市町では、先日も私、貝塚市へ行ってまいりました。

貝塚市の庁舎は、鉄筋コンクリートでまだ立派な庁舎でありますけども、町長もよく会議に行かれると思いますけども、そちらでは、先ほどおっしゃった市町村役場機能緊急保全事業にのっとなって、築52年らしいですわ。52年の鉄筋コンクリートであって、今回、平成32年度までに新庁舎を整備が完了すると聞き及んでおります。

その中で、庁舎の総工費が83億円で、国の交付金が33億円と。あとの残り50億円に対しては起債で賄うというふうにも聞いております。

そして、また近くの忠岡町、こちらにも既に複合施設で新庁舎が建てられていて、近代化の合理化を進めまして、その中で人件費、諸経費等が削減されたとも聞いております。

また、私、2年前でしたか、議員3名で和歌山県の湯浅町、こちらへ特に複合施設ができたということで視察に行っていました。

その中で、事業費の95%が国の交付金ですわ。そして、あと5%は湯浅町の負担という形で、これは特に南海地震の関係で、和歌山僻地ということでこういう交付金が決まったように聞いておりますけども。

そういう中で、職員の方にもちょっと聞かせてもらったら、立派な庁舎でよい環境で仕事ができるということで大変職員さんは喜んでおられました。

議長も一度、湯浅町の複合施設に行かれたことがあると思いますけども、立派なもの

でしたわね。

そういう形で、町長の回答にもあったように、当町の財政問題は非常に厳しいのは私もよく理解をしております。

けども、やはり近い将来起こるであろう南海地震がもしも来た場合には、執務中に災害が起これば、この庁舎は鉄筋ではないですわね、3階建てということで陥没する危険が多々ございまして、多くの職員さんが被災されるということも予想されますので、やはりいい庁舎で職員さんが安全安心、そしてゆっくりと勤務ができる施設をつくっていただきたいと。

それによって、やはり職員から住民サービスがより以上に効果的になるのではないかなと私は考えております。

特に、このことで町長が望んでいる岬町に住んでよかったというのが町長の名文句でありまして、やはり、そういうような形で早急に庁舎を新築で立ち上げるように要望をいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、第2点目の太陽光発電施設の規制について。質問の趣旨としまして、台風や大雨によって各地で太陽光発電施設の被害が発生している。町内での太陽光発電施設の計画とその影響、規制への取り組み方を聞きたいと思います。

①被害を受けた施設では、最近、現場での作業が開始されているように聞いていますが、再開の話が町のほうにあったのかどうか。再開に当たって、行政機関からの同じような事態の発生しないように行政から指導が行われたのかどうか。

それと、2番目は、旧深日ゴルフ場、これはちょうど陸出地区にございます。太陽光発電施設の建設が現在進められております。

今回の太陽光発電施設の建設に当たっては事業者と事前に町との協議が行われたのかどうか、その点を2点目に聞きたいと思います。

3点目は、太陽光発電施設の造成に伴い、山の保水能力が低下し、さらなる出水や開発された関係で木々が伐採されております。

そういう中で、イノシシが住む場所を失われて、それに伴う近隣の民家の玄関まで出没し、被害が出るように聞いておりまして、現在も毎晩イノシシが民家の軒先まで3頭、4頭出てくるように聞いております。

その質問の一つ回答をお願いしたいと思います。

それと、4番は規制への取り組み方の考えについてを質問いたします。

次、5点目は、質問の趣旨としましては、施設内の文化保全についてでございます。

太陽光発電施設の計画地内にある文化保全について質問をいたします。

現在、建設が進められている太陽光発電施設計画内には、源蔵山や学文字山など歴史的価値が高いと思われる伝承地が存在しており、日ごろから散策する方々も多いと聞いておりますが、文化財保護の立場から、建設を規制することができるかどうかをお聞きしたいと思います。一つ、よろしくお願ひいたします。

○道工晴久議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 出口議員のご質問にお答えいたします。

1点目の大阪ゴルフクラブ前発電施設の再開についてということでございますが、本施設が台風の影響を受けまして、再開に向けた作業を開始していることは確認しております。

しかし、事前に事業者から本町に連絡はございませんでした。

このため、施設の再開に当たり、国が策定した事業計画策定ガイドライン、これに準じまして大阪府と調整の上、現場の状況等について町から直接国へ通報してございます。

国からは、事業者は台風で破損したソーラーパネルと支柱との接合部を強化するとともに、風の影響を少なくするため、パネルの角度を浅くして施工するとのことで、これらの対策は技術的な基準に合致していると報告を受けております。

今後も、国、府と連携して対応してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の旧深日ゴルフ場跡地の発電施設についてでございますが、平成26年、当該土地の購入に伴い、事業者から国土利用計画法に基づき土地売買等の届けが本町に提出され、受理するに当たりまして、当該地の利用目的に対する意見として、大阪府は森林法などに関する協議が必要なこと、本町としましては、良好な自然環境の維持・保全を基本とした土地利用などを事業者に対して求めております。

その後、平成30年9月、事業者から当該土地の伐採に当たり、森林法に基づき伐採及び伐採後の造林届けが本町に提出されております。

また、雨水対策やソーラーパネルの設置範囲、地元要望である歴史的遺産や、それをめぐる散策路の確保などについて、11月上旬から事業者と現場立ち会いや協議を行っております。

現在は、測量に必要な伐採や草刈りを行っている状況で、今後、パネルや柵の設置範囲など、具体的な検討を進めていくとのことで、散策路の確保につきましても、あわせて検討を依頼しております。

事業者の地元への周知につきましては、代理人である設計者が地元自治区長や水利組

合長に事業概要の説明を行い、自治区回覧を依頼したこと。その際、自治区長、水利組合長から雨水・排水処理などについて気をつけて進めてほしいと要望があったことの報告を受けております。

3点目の、出水やイノシシ対策など、町の考えについてということでございますが、特に雨水・排水対策に関しましては、計画水量の計算書等の資料提出を求めており、今後、その内容に基づいて区域外に支障なく排水できるよう協議を進めてまいりたいと考えております。

また、木の伐採によりイノシシの行動範囲が変わることもございますので、有害鳥獣対策協議会と連携を強化して、今後も適切に対処してまいりたいと考えております。

4点目の、規制への取り組みについて町の考えはということでございますが、太陽光発電事業におきましては、例えば宅地造成等規制法に違反している場合、指導勧告等を行い、従わないときは国に通知することにより、国が認定取り消しの措置を行うこともあります。

また、法を遵守している場合でも、住環境への影響、防災機能の低下などが懸念される場合、大阪府や国へ情報提供を行い、国から指導等を行うこととなります。

去る9月議会におきましても、奥野議員の同様のご質問に、先ほどご説明しましたように、国のガイドラインや大阪府との連携協力体制に基づき、トラブルの未然防止等に取り組んでいること、町独自の規制については関係機関と連携し、情報収集などに努めることを答弁させていただいております。

しかしながら、9月の台風により、ソーラーパネルが飛散する被害が発生したこと、条例等の制定に当たり、今般、大阪府の積極的な支援が得られることになったことなどから、景観の視点も踏まえ、地域の実情に応じて速やかに、また適切に対応できるよう要綱や条例等の制定に向けて現在取り組んでいるところでございます。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 5番目の質問でありました計画地にあります源蔵山等について、文化財の保護の立場から建設を規制することはできないかということの質問についてお答えさせていただきます。

この太陽光発電施設の計画地内には、平安時代の有名な歌人の一人であります藤原源蔵清正にまつわる伝説が残されておりまして、深日、孝子の歴史を語る上において貴重な伝承地であると認識しているところであります。

しかしながら、本計画地は文化財の指定地域外ということでありまして、現在の文化

財保護法において規制することはできない状況でありますけども、先ほど、都市整備部長の答弁にもありましたように、歴史的価値を維持する立場から事業者に対しまして散策道の確保、また説明板設置などについて要望していきたいと考えております。

○道工晴久議長 出口 実君。

○出口 実議員 続きまして、再質問を行います。

南海橋から宮下橋までにかけて、大阪府が河川の改造を行うと聞いておりますが、その件についてお聞きしたいと思います。

それと、この改修により南海橋付近から宮下橋付近にかけて計画雨量に対しては流下不能が現況より拡大し、水の流れがスムーズになり、浸水被害が改善されると聞いておりますが、その点もよろしくお願いたします。

もう1点は、淡輪の赤江地区という場所がございまして、道の駅がございましてね。その歩道を挟んで南海本線との間にソーラーパネルの設置がされるという情報を耳に挟んでおりますが、この辺の事実確認をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○道工晴久議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

南海橋から宮下橋にかけての大川の改修工事の概要ということでございますが、改修計画の概要につきましては、南海橋の上流約340メートルから下流約260メートルの区間において河川幅の拡幅、また河床の掘削を行うと、大阪府から聞いてございます。

この改修により南海橋付近から宮下橋付近にかけて計画雨量に対して流下能力が現況より拡大するというところで、水の流れがスムーズになり、浸水被害等が改善されるということも聞き及んでおります。

しかしながら、今後、今年もそうございましたが、近年の気象の変動などにより想定外のことも考えられますので、その状況に応じて大阪府に要望してまいりたいと考えております。

それと、2点目の道の駅みさきの府道の対側、赤江地区ですね、ここのソーラーパネル設置の情報についてでございますが、この場所につきましては、結構範囲が広いのでございますけども、土地の用途、農地転用の手続などについて、平成29年度と今年度と以前相談がございましたが、現在のところ、具体的な話にはなっていないとこのことでございます。

また、1カ所、土地の取引がなされたかというようなところも一応確認したんですけ

ども、11月30日付で法務局の謄本のほうで確認はしておりますが、その時点では土地の売買等の表記はなかったということをご報告させていただきます。

○道工晴久議長 出口 実君。

○出口 実議員 ちょっとまだ申告はしてなかったのですが、家永部長にちょっとお聞きしたいのですが、この赤江地区は調整区域になっておりまして、というふうに私、確認はしているのですが、その辺、調整区域の場合には、調整区域が外れない限り、そういうような建物とか建てられないと聞いておりますが、その辺、まだ、この赤江地区は調整区域として外れる可能性もあるのですか。その辺、回答をお願いしたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、当該地区につきましては、市街化調整区域ということになってございまして、その部分について市街化調整区域を外して、外した場合、市街化区域となるのかなと思うのですが、今のところ、そのような考え、方針はございません。

○道工晴久議長 出口 実君。

○出口 実議員 もう1点、教育関係のトップである教育長に質問したいと思います。

例の旧深日ゴルフ場跡に太陽光パネルができるというのはご承知のとおりで、あとの史跡の問題で源蔵山と学文字山、その辺のこれからの町の対応として教育長はどういうように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 出口議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど、教育次長のほうから文化財の定義をお話しさせていただいたと思います。

大阪府におきまして、文化財をやはり全国的に拘束する、規制するというのは文化財保護法でございまして。

今回、提案いただいている源蔵山、そして学文字山につきましては、一応、埋蔵文化財ではないと。伝承文化であるということでございますので、町としたら、いろんなケースを考えて保存についてはアドバイスの今年かできないのかなと思います。

いずれにしても、こちらのほうへ協議が回ってきたときには協力をお願いするという方法でいきたいと思っております。

○道工晴久議長 出口 実君。

○出口 実議員 当然、町長にも回答されておりますけれども、多分、町長も教育長も同じ

考えだと思いますので、町長、それでよろしいですね。

もし、何かありましたら、一つ。

だから、教育長の所管でありますので、町長も多分同じ考えだと思いますので、一つよろしくをお願いします。

○道工晴久議長 田代町長。

○田代町長 お答えいたします。

先ほど、教育長から説明のあったとおり、源蔵山についてはやはり学文字山と同様の岬町にとっては貴重な歴史文化ですので、これについてはしっかりとそういった教育委員会のほうで事業に当たってはその辺を重視するように、注意深く見守っていきたいと、このように思っております。

○道工晴久議長 出口 実君。

○出口 実議員 この件に関しまして、住民さんからの要望事項が出ておりますので、ご披露させていただきます。

文化財保全については、岬町内に多くの歴史を語る上において貴重な伝承地があり、岬町観光ボランティア協会の皆様方が町内外にすばらしい伝承地があるということを知らしめていただいております。まことに私はボランティアの方々には感謝しております。

行政、岬町、また旧深日ゴルフ場跡に太陽光発電事業内容で地元区長である向出北、陸出両区長が施工主から開発についての説明を聞いておりますが、その後、まだ区長2名から地元に対して回覧板も回してもらっております。

ただ、地元の方々はその何月からこういうような工事が始まるということは聞いておりますが、詳細は聞いておらないようで、非常に関連地区、特に、被害を受けるであろうという家庭が一度、行政のほうから施工主に対しまして、住民の説明会を開いていただきたいというのが住民さんの要望でございます。

特に今年は集中豪雨がございまして、非常に陸出地区、向出北地区、その影響を受けまして兵庫まで水の影響が出ております。

また、今後、来年、再来年とこういう集中豪雨が来る可能性もございます。そういう中で、やはり家永部長からも説明いただきましたけれども、もう少し住民さんが把握をして施工主さんにいろんなところで要望事項の説明を聞いてから相談させてもらいたいという意見がございますので、この辺を一つまた町長、よろしく、早急に住民説明会を持っていただきたいなというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

回答いただけますか。答弁は結構です。

続きまして、質問事項でございます。

関西電力体育施設の取り扱いについてを質問いたします。

質問の趣旨、野球場、テニスコート、卓球場、自転車置き場、ゲートボール場、駐車場についての行政の考え方を伺いいたします。

関西電力旧多奈川発電所にある体育エリアには、野球場やゲートボール場、テニスコート、卓球場等の体育施設が備えつけられております。

このうち、テニスコートと卓球場については住民の方の利用率が高く、住民の健康増進に寄与しているところでございます。

しかしながら、体育施設は老朽化が進んできており、テニスコートについてはコート面の起伏が激しく、土を入れたり、整地をする必要が生じてきております。

また、卓球場については、卓球台の老朽化が進み、ピンポン球がイレギュラーするというような珍事が起こっております。プレーに非常に支障が生じてきている状況であります。

この体育施設については、町と関西電力との間で覚書等締結しており、体育施設の維持管理は関西電力側において行うと認識しております。

関西電力多奈川発電所は、現在、休止状態になっており、関西電力側に施設の維持補修をお願いしてもすぐには対応してもらえないということを聞いております。

関西電力の施設であります。町民の健康増進に寄与する施設であることから、テニスコートの整地や卓球台の入れ替えなど、町の予算で実施することはできないかどうか検討をお願いしたいものでございます。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 出口議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど、出口議員の質問にもありましたように、関西電力旧多奈川発電所内にあります体育施設の取り扱いにつきましては、平成14年1月29日付で体育施設の取り扱いに関する覚書及び同年3月29日付で、体育施設の取り扱いに関する確認書を関西電力と本町との間で締結しているところであります。

この覚書の第3条では、施設は関西電力の責任と負担により維持管理するものと定めておりまして、第6条では、施設の利用日程等はあらかじめ岬町と関西電力との間で協議の上、決定するものとする定められております。

また確認書の第4条では、グラウンド整備用具及び用具入れ、テニスコートのネット及び卓球台については関西電力が用意するものと定められております。

この覚書、確認書に基づきまして、体育施設の維持管理につきましては、関西電力が行いまして、関西電力の受付時間以外の利用者との調整につきましては岬町の教育委員会が行うという取り扱いで今日まで至っているところでございます。

質問にもありましたように、施設の老朽化に伴いまして、利用者に非常に不便をおかけしているところでありますけれども、これまでも関西電力様には施設等の改修及び更新についてお願いしてきたというところでございます。

現状では、町の予算で施設の改修及び更新は難しいことから、引き続き施設の現状を訴えまして、体育施設に附属する卓球台やテニスコートの改修、更新ですね、について要望してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 出口 実君。

○出口 実議員 澤次長の回答では、関西電力と岬町と覚書を締結しているとのことでございます。

町が今後の施設整備等については粘り強く関西電力と協議を重ね、交渉してくださることと今、確認をいたしました。

特に、澤次長には期待をしております。

近い将来、実現できるように、よい返事を待っておりますので、一つ、またそれによってクラブ員の皆さん方がスポーツを楽しみ、健康維持ができることに関西電力にお願いしていただきたいと思っております。

それと同時に、今、クラブを使っておられるメンバーさんは、本当に関西電力にいろいろ協力いただいて感謝しておるということで、大変喜んでおります。

そのことによって健康維持ができてまして、将来的にも、今もずっとですけども、やはり国民健康保険にも影響してまいりまして、削減できると思っておりますので、ぜひとも澤次長、頑張ってください、期待しております。よろしく申し上げます。

本当は、町長に回答を求めたいのですが、澤次長の熱弁がありましたので、一つよろしくお願いたします。

これで、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○道工晴久議長 出口 実君の質問が終わりました。

次に、奥野 学君。

○奥野 学議員 奥野 学です。通告に従いまして、3点にわたり質問をさせていただきます。

まず1点目は、いつ起こるかわからない災害に対する備えについてお尋ねをいたしま

す。

とりわけ、今年7月に集中豪雨があり、町内は大洪水と土砂崩れとなりました。

そして、9月4日の台風21号により、特に大阪府泉州地域において大被害をもたらしました。岬町においても公共施設の破損、家屋の瓦等の被害、樹木の倒壊など、今までに経験したことのない強風により大惨事となりました。

自然災害の少ないと言われてきた泉州地域に甚大な被害をもたらせました。

9月4日の正午前より台風接近により急に風が強くなり、台風が通り過ぎた午後3時ごろまで避難指示が出ていましたが、私は自宅で台風の通り過ぎるのを待っていました。

その3時間ほどの間、風の音、屋根瓦が飛び、壊れる音、停電など、恐怖を感じながら家の中でおりました。

ようやく風が治まり外に出てみると、大変なことになっていました。

まず、車が通れるように、自宅周辺の瓦が散乱しているので近所の方々と片づけにかかりました。

この台風の通過は明るいうちでしたからまだよかったです。夕方からは停電となり、町内がこんなに真っ暗になるとは想像が付きませんでした。

それから、私の家の深日地区は約20時間ほどの停電となりました。地域によっては停電による断水もあり、復旧までに1週間ぐらいかかった地域もあったようにお聞きしております。

停電中はいろいろなことが起こりました。携帯電話の充電ができない、エアコンが入らない、給湯器が使えない、食事をつくれないなど、電気のありがたみがよくわかりました。

9月といえども、まだまだ暑くて眠れません。携帯の充電も車で行い、また暑くて眠れないので車に避難をして、夜の明けるのを待っていました。

後から聞いた話によると、電動シャッターのところは停電でシャッターが上がらず、車を出せないということもお聞きいたしました。

そこで、特に今回の停電に関して、避難所の対応についてお尋ねをいたします。

9月4日、台風21号の接近に伴い避難指示が発令され、避難所が開設をされました。今回の台風は、日中の通過であったため、避難所の停電はさほど影響がなかったと思われる。

しかし、夜間の停電及び9月6日の9月議会の初日にも北海道で大地震が発生し、多くの犠牲者が出ました。

このような大規模災害が夜中であればどのような対応が必要になってくるのか、検証してみたいと思います。

まず、岬町が指定している22カ所の避難所、各小学校、中学校、その他の公共施設や集会所の停電が長時間に及ぶ場合は、照明器具及び発電機の準備はどのようになっていたのでしょうか。

そして、今後、各自治区の集会所にはテレビ、エアコンなどがあるため、避難所が主となることも予想されます。

これらの集会所は、61自治区で各所にあります。これらの施設が避難所開設時、長時間停電となった場合、発電機の準備はどのように進めていくのかお尋ねをいたします。

○道工晴久議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 お答えいたします。

災害時の避難所として、まず最初に開設することとしております淡輪小学校、深日小学校、多奈川小学校、孝子小学校につきましては、避難所付近に防災倉庫を設置しております。停電時に備えてポータブル発電機と投光器を常備しております。

先般の台風21号の停電の際には、深日小学校では消防団や学校の協力を得てこの発電機を使用し、投光器により一定の照明を確保したところでございます。

また、淡輪小学校では停電は数分間で復旧いたしましたし、多奈川小学校においては幸い停電となりませんでしたので、発電機を使用することはございませんでした。

なお、岬中学校につきましては、台風21号のときは避難所として開設はしておりませんが、発電機を備えていないため、避難所として開設した場合には災害対策本部からポータブル発電機と投光器などを配送するなど、随時、対応することとしております。

なお、岬中学校への発電機の常備についても今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また、各小学校のポータブル発電機などの防災機材のメンテナンスにつきましては、定期的に各地区の消防団にお願いしているところでございます。

その他の集会所等の指定避難所につきましては、ほとんどの避難所は自家発電設備は備えつけられておりません。

しかし、今後も非常に強い台風や豪雨、さらには南海トラフ巨大地震の発災も想定されておりますので、停電となる可能性が高くなることから、集会所等の指定避難所におきましても停電対策を検討してまいりたいと考えております。

例としましては、ポータブル発電機のレンタル等が挙げられますが、照明の確保ということに限れば、LED照明タイプのランタン等の非常時用の照明器具を備えつけることが誰でもすぐに使用することができますし、効率的でもあります。

財政的にも対応可能と考えているところでございます。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどの竹下危機管理監の答弁には、各小学校にはガソリンでの発電機が備えられているとのことですが、燃料つまりをよく起こします。今後、買い換え、買い増しのときはLPガスでも長時間使えるものがございます。燃料詰まりが全くなく、超低音騒音のようであります。

そして、次に災害対策本部の水道庁舎及び本庁舎の自家発電装置は設置されているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○道工晴久議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 私からは、まず災害本部を設置しております水道庁舎のほうから答えさせていただきます。

水道庁舎1階の災害対策本部には、ポータブル発電機を4機確保しておりまして、停電時に本部機能がダウンしないように備えておるところでございます。

また、本年度の防災行政無線の再整備工事（その1）におきまして、水道庁舎の1階の災害対策本部と坊の山の中継局舎には、停電時に備えて自家発電設備をそれぞれ整備する予定としているところでございます。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 本庁舎の状況につきまして答弁をさせていただきます。

本庁舎には庁舎全体を補完する自家発電装置による非常用電源は整備されておらず、各器具に取りつけられたバッテリーで短時間の停電に備えている状況でございます。

7月豪雨時の停電で一部電話が繋がらないという状況が発生したことを踏まえ、ポータブル発電機を電話交換室に備え、先般の台風21号の停電時にも発電機を稼働させて電源の確保を図ったところです。

また、地下の貯水槽の排水用に可搬式揚水ポンプを購入し、停電時等への対応を行っております。

なお、長時間にわたる電源を確保するためには自家発電機を備える必要がございますが、燃料の貯蔵施設や大型発電機を据え置きできる丈夫な場所を確保する必要があり、現在の庁舎では対応が難しい状況でございます。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどの西部長の答弁では、本庁舎には自家発電装置がありませんとのことであります。しかし、長時間停電した場合は、日常業務にも差し支えてまいります。

町の庁舎の発電装置を調査し、どれぐらいの設備をつけているのか調べていただきたいと思ひます。

それで、この装置はどうしても要るものですので、今後、予算を確保し、設置いただきたいと思ひます。

このことを強く要望しておきたいと思ひます。

2点目の質問は、深日墓地関連についてお尋ねをいたします。

旧深日火葬場は大変老朽化し、危険な建物でしたが、平成29年度予算によりきれいに解体をしていただきました。そして、跡地も新規の墓地用地として整備ができております。しかし、6カ月以上放置されたままとなっております。

墓地を希望されている方々は多くおられます。この場所は墓地の入り口付近にあり、容易にお参りのできる最高の場所にあります。いつごろ募集を行うのか、改めてお尋ねをいたします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、波戸元雅一君。

○波戸元しあわせ創造部理事 深日火葬場解体後の跡地の利用につきまして、深日火葬場の解体につきましては本年6月末に完了し、解体後の跡地につきましては、墓地として利用を図る予定で整備をしております。

墓地として、約20区画を予定しておりますが、区画の大きさ、また使用料など詳細な仕様には至っていない現状です。大変遅くなっております。

これら募集に必要な事項を早急に調整の上、年度内の募集を目途に早急に準備を進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 次に、深日墓地の関連でお尋ねをいたします。

墓地、お参り用の駐車場は、解体した旧火葬場の奥に数台分のスペースがあります。しかし、春、秋の彼岸とお盆、年末年始には特に多くのお墓参りの方々の車で大変な混雑となり、付近の道路沿いに駐車し、接触事故なども絶えないようであります。

墓地の近くに広い民有地があります。混雑時だけ臨時駐車場として使えるような対策を取ることで、気持ちよく墓参りを済ませることができないのではないかと考えます。

しかし、旧火葬場に通じる現道はもともと池の堤の上でありました。そこに沿って里

道があるとお聞きしております。

よって、官民境界をずっと以前より明確にする必要があると訴えてまいりましたが、いまだに未確定であります。早急に官民境界画定をしていただき、解決後速やかに民有地所有者に交渉いただき、駐車場の確保をしていただきたいと思います。町の見解をお尋ねいたします。

○道工晴久議長　しあわせ創造部理事、波戸元雅一君。

○波戸元しあわせ創造部理事　お答えいたします。墓地用の臨時駐車場の対応ということでございます。

現在、深日墓地には旧火葬場の奥に駐車スペースを設けておりますが、数台しか駐車することができません。

このため、議員ご指摘のように、お墓参りに来られた多くの方が彼岸やお盆には大変混雑をしている状況は認識しております。

墓地近辺には駐車場を確保できる町有地はありませんが、ただいまご指摘の進入路の西側に大きな民有地があります。

墓地に近接しており、広い土地ですので、一部を臨時的な駐車場として利用するには適地であると思います。利用に当たっては時期的な、季節的なことや、また大きさなど詳細な内容を協議する必要がございます。

旧火葬場への道路整備の問題とあわせて地権者と協議をし、駐車場の確保を図ってまいりたいと考えております。

○道工晴久議長　奥野　学君。

○奥野　学議員　新規墓地の募集及び臨時駐車場の担当の波戸元理事は、今年度3月末で定年退職となります。それまでに終了できるように頑張っていたきたいと思います。

そして、田代町長にも改めてお願いをいたします。

臨時駐車場を確保していただきますと、墓参りもスムーズにでき、住民の方々にも大変喜んでもらえるものと確信いたしておりますので、早急に準備をよろしくお願いたします。

続いて、3点目の質問をいたします。

住民の健康増進への取り組みについてお尋ねをいたします。

現在、岬町保健センターにおいて住民対象に行っている健康増進事業はどのようなことを実施されているのかお尋ねをいたします。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えいたします。

現在、岬町で実施している健康増進への取り組みは、生活習慣病予防を目的とした健康増進事業と介護予防事業を保健センター、介護保険担当及び国民健康保険担当が連携して実施しております。

それぞれ主に運動指導や栄養指導を組み合わせて展開し、参加者の年代やニーズに対応した内容となっております。

例えば、生活習慣病予防を目的とした健康増進事業では、健康ふれあいセンターピアツァ 5 において健康運動指導士による運動指導と保健師、栄養士による健康講座を行い、参加者の体組成測定や健診による血液検査などの客観的なデータに基づいた効果測定を行っております。

この事業に参加された方は、各データが改善され、効果があらわれたと実感していただいているところです。

そのほか、地域においても住民主体によるワダイビクスをはじめ、ラジオ体操、ダンス、ゲートボールやグラウンドゴルフなどのスポーツを通して健康づくりに取り組まれております。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 いろいろと行っていただいておりますが、参加していただいている方はどれぐらいなのかよくわかりませんが、私の感覚では少数ではないかと思われま

そこで、私と道工議長、小川議員の我々 3 人が所属している南大阪振興促進議員連盟という団体があります。10月にその会主催による研修会があり、波戸元理事もご参加をいただきました。

各首長及び各理事の方々 100 人がご参加をいただきました。

民間企業ライザップとの提携により、健康長寿増進を図り、医療費の削減を目指すとの講演会があり、参加してまいりました。

全国 1,700 の地方自治体の中で長野県伊那市、静岡県牧之原市など 11 カ所の自治体と新たな取り組みをして民間企業と自治体が連携し、シニア健康増進、肥満解消プログラムを組み行っております。

超高齢化社会を迎える日本の課題である介護予防、医療費の適正化を目指す内容となっております。運動指導、食事指導の管理、体力年齢の測定の、この 3 項目を柱とするサービスであります。

成果報酬型健康増進プログラムとは、シニアの体力年齢が 10 歳若返った人数で報酬

を決定する内容です。

例えば、参加者200名の場合とすると、若返った年齢10歳以上の方が150名、若返った年齢9歳以下の方が50名とすると、若返った年齢9歳以下の方50名分の報酬は無料となる仕組みです。

そして、翌年にプログラム参加者の医療費削減の2分の1を企業の報酬として決定するというものであります。

運動トレーニング及び食事プログラムの期間は3カ月です。そこでデータ測定となります。再度実施自治体にお問い合わせいただき、来年度実施できるようにご検討してみるのはいかがでしょうか。

実施されとなれば、私はモニター第1号に申し込みをさせていただきたいと考えております。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

ただいま議員が紹介された企業は、これまで積み重ねてこられた運動と栄養の両面で徹底した指導を行うノウハウを生かし、企業が独自に設定した体力年齢を評価指標として参加者の健康増進を効果判定する取り組みについては関心を持つところでございます。

しかし費用面で、評価指標である体力年齢が10歳若返った参加者1人当たり5万円と、参加者の医療費が経年で比較し、削減された医療費の50%の額を比較し、高いほうを成功報酬として支払うもので、先ほど議員が例として示された150人が10歳若返った場合、150人分掛ける5万円で750万円、削減された医療費の50%がそれを上回る場合はその額を成果報酬として支払うこととなります。

また、企業が評価指標とする体力年齢の数値が国の定める生活習慣病及び介護認定等の基準に適応する内容であるかが不明確であるため、費用対効果とあわせて今後の研究課題と考えております。

現在行っています健康増進の取り組みが効果的であるかを効果測定の結果、国保医療費、介護認定の状況などの客観的なデータと参加者の満足度などの主観的なデータを検証評価し、今後、事業展開していきたいと考えております。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 この民間企業ライザップとの提携することにより、医療費が大幅に削減されることになれば、町としての最大のメリットであります。

再度実施自治体にお問い合わせをいただき、詳細を確認させていただきたいと考えます。

改めて強く要望し、私の質問を終わります。

○道工晴久議長 奥野 学君の質問が終わりました。

次に、和田勝弘君。

○和田勝弘議員 和田勝弘です。議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

今年度は大阪湾岸道路南延伸と要望書の名称が変わりました。

私は、この大阪湾岸道路の延伸は岬町への延伸で、言うまでもなく、岬町にとっては発展と繁栄及び活性化につながると、この思いで一般質問を続けさせていただきます。

この大阪湾岸道路の延伸は、困難であるが、行政の皆さんも岬町の発展と繁栄及び活性化につながるとの思いで努力を重ねていただきたい。

本町も参画する関西国際空港連絡南ルートと早期実現期成会において、本年度も要望活動を実施されたと思いますが、台風21号の暴風でタンカーが連絡橋に激突し、大橋が通行不能となりました。

また、この高潮と冠水によって関空の運行に支障を来しました。

今年度の要望活動は、私の推測ですが、現行の連絡橋一本では対応できない、想定外のことが起こり、関西経済に大きな損害を与えたことを踏まえた南ルートの必要性はますます高まっていると考えるが、今般の不測の事態を踏まえた国の考えはどうであったのかお聞きしたい。

また、この機会にあわせ、ぜひ大阪湾岸道路南延伸についても強く要望していただいたと考えるが、岬町の考えをお聞きしたい。よろしく。

○道工晴久議長 町長公室長、川端慎也君。

○川端町長公室長 和田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

阪神高速4号湾岸線のりんくうジャンクションから南への延伸路線は、大阪湾岸道路南延伸との名称で公募路線に指定されており、関西国際空港連絡南ルートと早期実現期成会において毎年要望活動を行っているところであります。

この期成会での今年度の要望活動につきましては、11月21日に中央要望としまして国土交通省を初め、地元国会議員への要望活動を行ったところであります。

国土交通省では、大塚国土交通副大臣、阿達大臣政務官と面談し、要望項目としまして、1、関西国際空港と内陸部を結ぶもう一つのアクセスの早期具体化を図られたい。

2、大阪湾岸道路南延伸及び府県間道路の整備を図られたい。3、京奈和自動車道の早期完成及び（仮称）京奈和第二阪和連絡道路の早期事業化を図られたい。4、紀淡連絡道路の早期実現を図られたいの4項目についての要望活動を行っており、二つ目に、大

阪湾岸道路南延伸として阪神高速4号湾岸線のりんくうジャンクションから南への延伸要望を行ったところであります。

今回の要望活動では、9月の台風21号の影響により関西国際空港連絡橋が被災し、訪日外国人を含む多くの方々が空港島内に孤立するという事案が発生したことを受けまして、要望項目の一つ目であります関西国際空港と内陸部を結ぶもう一つのアクセスの早期具体化を図るよう改めて要望を行ったところであります。

面談していただきました大塚国土交通副大臣からは、今回の事案は十分認識している。今後、考えていく必要があるとのお言葉をいただきました。

また、岬町としましては、今後、関西国際空港と内陸部を結ぶもう一つのアクセスの具体化に向け、進捗が図られれば関西国際空港周辺地域の交通ネットワークの充実を図る上で必要となる大阪湾岸道路の岬町への延伸を強く要望してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 次に、大阪湾岸道路南延伸について、岬町として個別の活動状況はどうなっているのかをお聞きしたい。

○道工晴久議長 町長公室長、川端慎也君。

○川端町長公室長 和田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会には、和歌山県内の自治体も多く参画されておりまして、泉南地域、和歌山県紀北地域の共通の課題であるとの認識のもと毎年要望活動と行っているところであります。

したがいまして、今後の要望活動につきましても、この期成会において積極的に要望活動を行うことが最も効果的であると考えておりますが、町長が東京へ出張の際には国土交通省を訪問し、岬町としても個別の要望活動を行っておるところでございます。

先日、港湾関係の会議の出席のため、東京に出張した際にも国土交通省技監と面談し、関西国際空港周辺地域の交通ネットワークの充実並びに地域の活性化を図るため、大阪湾岸道路の岬町への延伸を強く要望したところであります。

今後につきましても、当期成会の要望活動と並行し岬町として個別の要望活動も行ってまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 川端室長の答弁では、期成会の要望活動で励んでいるとお聞きしました。本当にご苦労さん。

また、町長さんには他の要望で東京出張の際には、湾岸道路の延伸を要望活動されたと答弁がありましたので、できれば内容の報告をお伺いしたいのですが、いかがですか。町長、どうですか。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 答えいたします。

内容については、今、川端室長が答弁したとおりでありまして、団体に要望する場合、また個別に要望する場合。個別というのは、あまり効果的には、やはり団体に、中央に行く場合は団体に要望する、各近隣の自治体の首長を交えて。また、議会の先生方も交えて行くほうがより効果的かなと思っております。

現在行っておりますのが、少し話はずれますけども、第二阪和の複線化。これも岬町の議長が中心になって和歌山、そして阪南市とともに複線化を求めています。これも、岬町だけで複線化を求めても、非常に難しい問題があるのと一緒に、今回の議員おっしゃる、皆、内陸の湾岸の延長については空港建設当時のアクセス道路としての位置づけをしておりますので、それらをしっかりと位置づけどおりやっていただきたいということを申し上げておりますので、内容については、先ほどの室長の答えたとおりでございます。よろしく願いいたします。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 私の聞き方が少し悪かったのかなと思ったのですが、個別に行ったときの話を少し聞かせていただいたらと思っただけで、その内容というのは、少し聞き方が悪かったので。

とりあえず、湾岸道路の延伸を要望いたしまして、質問を終わります。

次に、第二阪和国道孝子ランプについて質問をいたします。

先般、6月議会におきまして、第二阪和国道孝子ランプの信号機の設置について質問をしました。

そのときの回答は、第二阪和国道事務所と泉南警察署との協議内容について確認したところ、本交差点については交通量の条件などにより信号機の設置は見送ったと聞きました。

また、もう一つの回答は、第二阪和国道から府道へ進入部に交通規制にかからない範囲で注意喚起などの路面標示であれば道路管理者の対応になるので交差点部の路面標示などについて今後、各道路管理者に要望、協議してまいりたいと、2点の回答がありました。

まず、1点目の交通量の条件で設置は見送られたとありますが、孝子ランプを活用する住民からは、府道への進入時は危険であるため、交差点への信号機設置を願っているとの声を聞いています。

2点目の注意喚起などの路面標示もあると説明がありましたが、その点ではよい案だと思いましたが、後に考えると、交差点の通過交通を考えると危険であり、やはり信号機設置が必要不可欠だと思います。

信号機設置についての協議事項について伺いたい。よろしく。

○道工晴久議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 和田議員のご質問にお答えいたします。

第二阪和国道孝子ランプと府道との交差点部におきましては信号機が設置されておらず、車両用の一旦停止線と府道には歩行者用の横断歩道が標示されています。

一旦停止線につきましては、横断歩道の設置場所の関係から、府道本線より手前に標示されているため、合流の際には府道本線まで徐行を余儀なくされております。

第二阪和国道孝子ランプの信号機設置の要望についてでございますが、岬町長名で所管である泉南警察署長宛に第二阪和国道孝子ランプ交差点における信号機設置の要望書を提出させていただいております。

本町からの要望を受け、地元区長様からは、泉南警察署より信号機設置についての必要性の意見の聞き取りを受けた際、信号機については歩行者・通過交通の安全上必要不可欠であり、信号機設置について強く要望したと伺っております。

また、泉南警察署におきましても、交通量調査等を実施し、信号機設置の必要性について検討中だと伺っております。

今後も引き続き、信号機設置に向けて関係各署に要望を行ってまいります。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 車両と横断歩行者の安全を思えば、引き続き信号機の設置に向けて要望活動を進めていただくことを申し上げまして孝子ランプの質問を終わります。

次に、多奈川地域への公共下水道の認可区域について質問をいたします。

先般、平成30年9月議会で質問いたしました多奈川地域への公共下水道の認可区域について、再度質問いたします。

私が長年にわたって要望している多奈川地域への公共下水道の認可区域の拡大及び整備についてご尽力いただいていると思っておりますが、現在の大阪府との協議状況と進捗状況について伺いたい。よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 和田議員のご質問にお答えいたします。

公共下水道の整備につきましては、平成6年7月より淡輪地域の自然流下区域から供用開始が始まり、その後、流域下水道の最南端にある地域として強い要望活動を行った結果、流域下水道幹線につきましては、現在、谷川新橋まで延伸されております。

今までも、本町としましては事業認可区域に含まれていない区域につきましても地元の高いご要望や地域間の公平性の観点から公共下水道の供用開始区域を拡大すべく大阪府と協議を重ねてまいりました。

しかしながら、既に認可区域となっている他の地区につきましても、国庫補助対象となる要件の縮小などもあり、町の財政が厳しい中、整備が進んでいない現状では、本来認可区域を拡大することは難しいものと考えます。

このような中、議員ご要望の多奈川地区の一部の区域につきましては、大阪府との協議のほか、下水道関連の国家要望の折にも町長がご相談をするなどし、一定の協議ができたものと考えておりますので、来年度の手続に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

今後、当該区域が事業計画区域に含まれることになりましても、既に事業認可区域に含まれている区域と同様、事業費を勘案しながら下水道供用開始区域により多くの区域を含めることができるよう整備区域を十分精査して事業を進める必要がありますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 町長初め、行政の皆さんには大阪府と協議を重ねていただき、ありがとうございます。

また、事業区域の精査はよくわかりますが、地域間の公平性と多奈川地域の過疎化を考えていただきますよう要望いたしまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○道工晴久議長 和田勝弘君の質問が終わりました。

次に、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま議長に指名いただきました大阪維新の会、竹原伸晃でございます。

時間の都合、時計は進んでおりますが、正午ぐらいで一旦、議長に諮っていただこうと思っておりますので、その旨、よろしくお願いいたします。

平成30年度第4会定例会におきまして一般質問を開始させていただきます。

前回、9月の一般質問におきましては、災害対応の中、少し時間を短縮いたしまして要点だけ答弁をしていただきました。

その中の一つに、万博誘致に向けて意気込みを聞かせてくれという中、町長から前向きな、すごく前向きな答弁をいただいて、その結果をもちまして、この23日というか、24日の未明に万博が決定しました。

これは、大阪府にとって、日本にとって、この岬町にとってもとても大きな話ではないかなと。これが決まると決まらないとでは我がまち岬町も少し大きく違ったことになっていく、その理由を最初に少し述べさせていただきたいと思います。

私たちのまち岬町、現在進行形の航路再生事業を行っております。航路再生事業というのは船を出す、現在も行っている事業ですが、船を出すには海岸線がなかったらまちとしてできません。

大阪府下には43の市町があります。その中で海岸線を持っている、海に面している市町というのはどれだけあるのか。地図を見てみますと、北から、大阪市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、これだけ、12市町でございます。全体でいうと3分の1もございません。

その利点を生かした施策といたしますか、港を持っているこのまちというのも数少ないまちでございます。

大和川以南におきましては、堺市、高石市、泉大津市を中心とする堺泉北港。忠岡町、岸和田市、貝塚を7キロにわたる阪南港。貝塚市、泉佐野市を中心とする泉佐野港。関西空港の泉州港。阪南市の尾崎港。それと、岬町にはレクリエーションを中心とする淡輪港と避難港である深日港、二つも港がある。この港を利用したこの施策を田代町長は一番手にやっただいています。これは、とても先見の明がある。ほかの自治体を取り組めないことを一歩も二歩も先に進んで、それを万博にも生かせる、この強みを生かした施策を今までもずっとやられておりますが、これからもぜひリーダーシップを発揮して取り組んでいただきたい。

12月に入っておりますので、航路事業も残り3カ月となっておりますが、私たち議員もいろいろ知恵を絞りながら行政と協力して進めていきたいなど。これが岬町の生きる道だと信じております。みんなで一緒に頑張っていけたらなと思うところです。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

通告では3点通告しておりますが、まず一番最初に、AI導入による自治体行政の効

率化についてという大きな題です。

背景として、一番大きいのは、これから岬町が直面するであろう一番大変なことが会計年度任用職員が平成32年度から導入されるということが決定している、これは大きいのではないかと。

いろいろな場面で一般質問等々でもしておりますけども、これは地方公務員制度の大転換であり、これを導入しなければならない、決定している、これに向けていろいろ課題があるのですが、取り組まなければならない。

新潟市におきましては、2018年度予算でいろいろな事業を見直して、120人もの臨時非常勤職員を削減しております。岬町におきましては職員を、またアルバイト職員を削減するというのはかなりまちの活性化とは反対を向くのではないかと思いつつ、やはり行政をスリム化するというのも両立していく、このプランを立てるためにAI導入に関してこのタイミングで質問をさせていただいております。

ポツで小さい四つ内容を書かせていただいておりますが、自治体行政、AIを活用する指針というのが総務省から各自治体へ提案されております。

その一つに、道路管理システムへの活用、これは道路管理におきましていろいろな業務があるのですよね。それをAIを導入することによって職員が道路パトロールを行うことによって行っていた業務が簡素化される。補修の優先順位づけの作業がAIを用いることによって効率的並びに業務量削減においてかなりの効果が期待される。

次のポツでは、相談業務への活用、アプリ、ライン等を利用して子育てに関する問い合わせを打ち込むとAIがリアルに自動応対システムでこういうようにされたらどうですかという相談業務にAIを導入している自治体があらわれてきたと。

利用者からは、半数以上が問題が解決できたということもあるそうです。こういうことを我がまちも取り入れてはどうか。

三つ目には、職員業務支援への活用ということで、職員の経験年数を問わず、よりの確かつ迅速な判断を行うことができる、このAIを活用した職員の業務支援をされてはどうか。

人材育成やベテラン職員が培った専門的な知識や経験の次世代への継承を可能とする、これがAIでございます。

最後に、自動翻訳システムへの活用。外国人の住民登録が我がまちでも増えております。窓口職員におきましては、かなり苦勞をされているのではないかと推測する中、現在、タブレットに話しかけると日本語、英語、ベトナム語に自動で翻訳されるシステム

等々がございます。

外国語が得意ではない職員でも外国人住民と対話ができます。こういうことをどんどんと導入されてはどうか。

A Iに関しましては、まだまだ発展途中ではございますけども、しっかりと最先端の技術を岬町でも取り入れていただきたいなというのが思いです。

いろいろな町の流れの中で、小学校でもA I、I o tをこれから導入していこうかという中、役場というのは古いと言われるのではなく、役場が一番進んでいるのだというように言われたいな、こういうように思う中、町行政としてこのA I導入に関してどのように取り組もうと思われているのか、取り組んでいるのかお聞かせいただきたいなと思います。

よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

近年コンピューターの処理能力の飛躍的向上とディープラーニングを初めとするソフトウェアの革新的な進化により、人工知能、A I技術の急速な発展が見られるところでございます。

人的、予算的に制約が厳しくなる中、複雑化する行政課題に対応する必要がある行政機関にとっても人工機能に代表される新しい技術を積極的に業務に取り入れていくことで、行政事務やサービスの生産性を図っていくことが重要であると言われております。

一方で、人工知能は利用者ごとに異なる教師データをもとにしたチューニングが必要であり、また、人工知能のアウトプットがどのようなロジックにより導き出されたかが一見わからないなど、従来のI T技術の導入とは異なる点も多く、一部自治体でテストケースとして人工知能を活用した業務システムの試作、実証と実用化に向けた課題の抽出、整理が行われている状況と認識しております。

今後、行政事務の中でも人工知能の活用は広がっていくと認識しておりますが、先進自治体に何うと、まだまだ課題が多いということも聞いておりますので、引き続き情報収集を行ってまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 総務部長から答弁いただきました。まだまだ途中であるといったことは認識しておりますが、業務を効率化するに当たって必要なことかな。

一つ例を挙げますと、近所にできました望海坂の目の前にあるトライアルというスー

パー、ここでレジを並ぶ人たちの半分以上ですか、セルフレジというのを使っております。

完全なセルフレジではなし、やはりサポート支援の人はいますけれども、買い物された高齢者の方でもバーコードをピッと当てて袋に詰めていくことでレジの職員が減らせているというのが実感できます。

最初に導入したときには、こんなこと我がまちでできるのかなというようなことを誰もが思いましたが、やはりやっているうちになれてきて、逆に今となればぱぱっとできればそっちのほうが便利だという方も増えているのも確かでございます。

そういったことをするかしないか、民間なのでぱぱっとできるということもございませぬけれども、やはりするかしないかとなったときには、ぜひ最初に導入していただきたいなと思います。

その他、今、四つほど挙げましたけれども、音声を聞かせて議事録作成というのもできるのではないかな。かなり精度が高いです。自分が話していることでも文章としてほぼ99%間違いなくその文字に充ててくる。こういうことも議事録作成業務というのがある中、議会に関してもそうなのですけども、今まで予算がなく議事録はここまでというところでも、少しの手間でかなりの精度の議事録ができてくるのかなと思います。

そういうことに関してもいろいろ検討されてはどうかなと思いますので、これを導入していただきたいなと思うところで一つ目の質問を終わります。

○道工晴久議長 竹原議員の質問中でございますが、暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。1時まで休憩をさせていただきます。

(午前11時52分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 お昼休みを挟みまして、大きな2番の質問に移らせていただきます。

大規模災害時自主防災組織の役割についてということで通告をさせていただきます。

本年は、大阪府においても7月の水害並びに8月23日台風20号並びに9月4日の台風21号、水害が主ですが、かなりの被害がございました。

その中で、町行政並びに泉州南消防組合においてもいろいろな対応を取っていただき、住民としては安心、安全なまちかなと思う中、やはりこれから公助・共助・自助の中でも真ん中の共助、このところをもっと評価できるのではないかという視点で質問をさせていただきます。

自主防災組織とは最近そういう名前と呼んでおりますけども、隣近所で助け合って被害を食い止めようというものですが、まず最初に、この自主防災組織は岬町内でどれほどの数があるのか、どういう機能を果たしているのか、それを町行政がつかんでいる範囲でご答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○道工晴久議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 答えいたします。

本町では、平成20年度から自治区単位での自主防災組織の設立を促進しておりまして、現在の設立状況は、今年度に1自治区設立されまして、61自治区中45自治区で設立されております。

今年度の自主防災組織の主な活動につきましては、各自主防災組織におきまして防災訓練等を実施されております。

5月には淡輪19区、11月には淡輪10区、11区の合同防災訓練、15区、20区の合同防災訓練。12月には多奈川の中地区におきましても防災訓練が実施されておりまして、多くの住民の参加のもと避難訓練や初期消火訓練、資機材の点検、確認などが行われております。

また、11月に開催されました大阪府泉南地域5市3町合同防災訓練には、三つの自主防災組織から15名が参加され、要救助者搬送訓練を行ったところです。

また、8月には、みさき公園自治区におきまして、自主防災組織の立ち上げに向けた集会イベントを実施されております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま危機管理監から町内の組織における状況をお聞かせいただきました。

61自治区中45の自治区で設立されているそうですが、私の住んでいる淡輪10区におきましても設立されております。

平成20年から組織されているとありますが、現在、30年ということなので、10

年たっております。10年前にできた自主防災組織が現状で動けるものなのかどうかということがとても疑問です。

というのは、私のところでもそうなのですが、自治区長も一つ二つ三つ四つ前の自治区長の時代に最初の自主防災組織ができて、区長が変わるたびに引き継ぎはされているのですが、訓練もしていなければ、組織の名簿があるだけで、こういった決まりというものがあるだけで、その名簿もやはり少し、10年もたてば古くなって、もう亡くなっている方、息子さんのところに引き取られている方、病院に入られている方も消し込んでいくと3分の1ぐらい、名簿にやり直してというのが必要になってきていて、現区長さんと相談するところによると、もう新たにやり直さなだめだということで見直し作業にかかり防災訓練を行ったところでございます。

そういう活動もあるからOKというのではなく、常に見直し見直しをしていただく、そのきっかけづくりをこの危機管理担当で指導していただきたいなと思っております。

また、この自治区の中でも4分の3はできておるけども、残りの4分の1はまだできてないという中、岬町の自治区というのは大小いろいろある中、一つの自治区で一つの自主防災組織というのが難しければ、区をまたいで一つの組織にするなり、そういうようなきっかけづくりを提案していくのも事務局のところかなというように考えておりますが、そういう活動もされているのかな。そこの余りに大きいところも余りに小さいところも難しいと思うのですが、その辺の認識を聞きたいと思っております。答弁をお願いします。

○道工晴久議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 お答えいたします。

自主防災組織の規模につきましては、消防庁の自主防災組織の手引きによりますと、自分たちの地域は自分たちで守るという目的から、一般的に住民が連帯感を保ち、地域の防災活動を効果的に行える程度の規模であること。加えて、地理的条件、生活環境から見て、住民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模が望ましいとされております。

このことから、全国的に町内会単位で組織されている場合が多く、平成28年4月1日現在では組織数16万1,847組織のうち、94.5%が町内会単位での組織となっております。

あとは、小学校区単位で組織されている場合が1.9%、その他が3.6%となっております。

また、一組織当たりの平均世帯数はおよそ287世帯となっております。

本町におきましても、生活環境を共有しており、一定の地域コミュニティが醸成されている自治区単位での自主防災組織の設立を促進しているところでございます。

本町におきましては、世帯数で見ますと、8世帯から360世帯までと自治区によって組織の規模にかなりの幅がございます。

やはり、小規模の組織ほど少子高齢化が進んでいる傾向にありまして、リーダーの担い手がいないなど、組織としての活動が難しいのかなと考えられます。

また、そもそも少ない世帯でお互いに顔が見えている中で、組織として設立する必要があるのかという疑念もあると考えられます。

一方で、大きな組織になりますと、情報の共有や連絡調整が取りにくかったり、コミュニティや連帯感などにも違いがあったりと。また、違った難しさもあるのかもしれない。

そのような中でも淡輪10区、11区や15区、20区では一つの避難所となる集会所を拠点として合同での自主防災活動が行われております。

これらの地区は地理的にも隣接しておりますし、防災意識が高く、普段の自治区活動などからコミュニケーションが図れていて、つながりや結びつきが強いのかなと推測しております。

しかし、地理的なものや社会的な条件、住民意識等が地域によって異なりますので、その地域住民の創意工夫による主体的な組織づくりや活動が求められているものと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 危機管理監から答弁をいただきました。

町内のいろいろな事情も勘案しながら、何とか組織率100%を目指してほしいというスタンスです。

といいますのも、本年の災害におきまして、私の経験を少し述べさせていただきます。台風20号、21号並びに24号におきまして、消防団の活動で現場に出ておりました。

そのような中で、やはり気になるのは各地の被害というのもあるのですが、住民の皆さんがどのように備えられているのか、安全なところで過ごされているのかというのがとても気になるところでございました。

そのような中で、一つの可能性を見出したのが、さくら会館に自主的に集まって運営

されている自主防災組織の人たちの活動でございます。

近くの、さくら会館を中心とする人たちが自主的に寄ってきて、また独居老人というのでも地区の民生委員さんが誘いに行き、怖い思いをせずに避難所で過ごされておりました。

私、そういう係をしておりましたので、いろいろな集会所というのを点検がてら見に行ったのですが、やはり集会所によっては1人、2人、避難されている集会所も真っ暗な中集まられているところもある中、やはりしっかりと日ごろ備えて計画している自主防災組織においてはしっかりと運営されているということが目の当たりにわかりました。

今回は台風でしたので、前もっていついつというのがわかるのですが、今後起こるであろう大災害、これは南海トラフを震源とする地震においては避難する日数も何十日、何百日となるところで、避難所の運営というのはどうしていくべきかということも踏まえて、やはり自主防災組織をしっかりと育成しておくことが重要ではないかと思うところで、100%を目指し取り組んでいただきますようお願いしたいと思います。

そして、その中で一つの可能性を見つけました。

望海坂の集会所において、誰か避難しているかなというのを見に行ったところ、集会所はあいていませんでした。というのは、集会所に集まることなんて要らないのですね、住宅が皆、新しいので、皆、家の中で過ごされている。

そして、集会所の管理の方に聞くと、危ないような集会所があればうちに避難してきてくれたらいいよという意見もありました。

ということは、自主防災組織同士の交流も必要ではないか。やはり沿岸部の、岬町には沿岸部がありますので、沿岸部の高潮で津波等々で被害を受けるようなところと山のほうの集会所で連携をして避難をし合えるという関係づくりというのでも必要ではないかなと思います。

自主防災組織の拠点となる集会所が被災することも考えられますが、そういったことも進めてもらいたいと思いますが、管理監、どのような意見ありますでしょうか。お願いします。

○道工晴久議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 お答えします。

大規模災害発生時には周辺地域等広範囲で被害が発生することが想定されるため、身近な地域での防災活動に加えて、近隣の自主防災組織間と連携し、普段から災害時に相

互に協力し合える体制を築いておくことは大規模災害時の効果的な防災活動につながると期待されております。

そのためには、日常より自主防災組織間における情報や人的交流、防災訓練等の共同実施などを通じて、友好的な関係を築いておく必要がございます。

こうした自主防災組織間の連携した活動は各自主防災組織の長所や短所を補い合い、地域間の防災活動に見られる格差の解消等の効果も期待されているところです。

例えば、合同で防災訓練を実施することで、参加人数が増えることによる訓練の活性化、そのほか、大規模災害時の応援体制の強化、特に避難所の設置運営は自主防災組織の枠を超えた地域で行われる場合が考えられますので、こうした合同訓練を行うことで災害時の効果的な防災活動につながると考えられます。

また、本町では将来的な話になるかも知れませんが、自主防災組織間の連携を高め、相互に情報交換を行い、活動内容等を知ることができて、近隣の自主防災組織が一体となって地域防災力の向上に取り組んでいく、そのために地区レベルでの自主防災組織連絡協議会等の設置も有効であると言われていたところがございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 答弁の中におきまして、連絡協議会という話が出てきました。とても前向きな答弁でしっかりと進めていただきたいと思います。

そして、次の質問なのですが、先ほどの中にもありますが、集会所に避難する、集会所自身が被災すると、これまた大変なことになりますので、各集会所からいろいろな要望が上がってきている中、やっぱり避難所と指定される場所はしっかりと整備していただきたいと思うのと、あと、自分もいろいろ見てきまして避難されている方が一番困っているのは情報量の不足といいますか、避難してきたのはいいけども、今、雲がどこまで来ているのか、台風はどこまで進んできているのかというのが一つもわからずに、空を見上げて行ってしまったのかな、どうやこうやっていう話がよくありました。

避難所にテレビがなかったのですね。そういうところで不安が、やはり避難しなかったらよかったなっていう話もございました。

そこで、やっぱり情報を受信してといいますか、テレビの一つも備えつけるように指導をしていただきたいと思います。この点に関しまして、避難所の整備とテレビの設置に関して答弁をいただきたいです。

○道工晴久議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 お答えいたします。

避難所施設の強風対策となる雨戸の設置や強化ガラスへの取りかえ等についてのことだと思います。

それにつきましては、まず施設の窓や扉の構造や使用製品等についてのまず調査、確認が必要でございます。

その上で、対策の必要性や手法等について施設の管理担当部署と協議してまいりたいと考えております。

それから、避難所となる集会所等へのテレビの設置につきましては、避難された高齢者等にとってはテレビが一番身近なものでありますし、情報も得やすい、テレビがあることによって安心感も生まれると思われまます。

しかし、集会所等にはテレビがあるところとないところがございますが、ないところはアナログからデジタルに移行する際に、なくても普段は特に不便を感じないなというような判断から更新しなかったところがあるとも聞き及んでおります。

また、テレビも停電時には使用できませんので、まずは電池式等のラジオの配備を優先したいと考えております。

なお、集会所等へのテレビの設置の取り扱いにつきましては、今後、地元自治区のご意見をお聞きし、集会所等の管理担当部署とも協議してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 とても前向きな答弁をいただきました。

それも費用の要ることなので、大変だと思うのですが、この際、ついでに費用の要ることでもう一つお願いしたいことがございます。

防災減災活動において、必要な資機材の整備についてです。

今回の水害においても役所のほうから一生懸命職員があちこちで活躍していただきましたが、やはり地元の自主防災組織がそれぞれが活動するための資機材がそろっておれば、何かしらの方がそれぞれの活動をしてくれる。

しかし、資機材がないばかりに公的な支援を待つだけだということがあったようにも見受けられます。

大規模災害時において倒木があつたり、家屋が崩れてきたり、瓦が散乱したりというのも考えられる中、やはり各自治区の防災倉庫にそういう道具がそろっている、充実していくことこそが公の力を必要なところに集中できることにつながってくると思いますので、資機材を充実させるための制度というのをしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、その点に関しても答弁をお願いします。

○道工晴久議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 答えいたします。

本町におきましては、自主防災組織の防災活動に必要な資機材を整備していただくために、平成28年度から自主防災組織育成補助金を交付しているところでございます。

補助は、1自主防災組織当たり、1回限りでございますが約10万円で、これまでに活用された組織は14組織となっております。

補助金を増額してほしいという要望もございますが、自主的に組織の予算で資機材を充実されている組織もございますし、また、この補助金を活用されていないという組織も31組織ございます。

本町としましては、まず町の補助金を活用いただいて、防災活動に必要な資機材の整備を促進啓発してまいりたいと考えております。

また、先ほど質問にありましたように、自主防災組織間の連携、また交流によって資機材の貸し借りや、共有することにより不足分を補えることとなりますので、そういった創意工夫も必要になってくるのかなと考えているところでございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 答弁いただきまして、まだ使っていない自治区も、自主防災組織もあるといった中、これは1回限りということになっているのですが、やはり災害が多いであろう地域、少ないであろう地域、それと世帯が大きい組織、小さい組織、一律1回10万円というのではなしに、もう少し柔軟に対応していただけるよう、制度を含めて検討をお願いしたい、このように思います。

災害時についての質問はこれで終わります。

大きな3番の質問に移らせていただきます。

山の管理についてという質問で、山の管理というのはばくっとしておりますけども、岬町はほとんどが山間部ではないか、ほとんどと言ったら言い過ぎですけども、山間部のほうが多い。これは航空写真で見ると、ほとんど緑ですね。

大阪府下の自治体においてほとんど緑がないところもある中、自然豊かなところを売りにできる、海も山も川もある、こういうのが岬町のいいところですが、山が今、後継者不足等々の原因によって少しずつ力を失っているのではないかと、そこに警鐘を鳴らすために一般質問に取り上げさせていただきました。

岬町の山について、今、役所としてどのような感覚で捉えているのか、それをお聞かせいただきたいなど。まず、ばくっとした質問ですけども、担当部局をお願いしたいと

思います。よろしくお願ひします。

○道工晴久議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 竹原議員のご質問にお答えいたします。

山の管理についてということでございますが、本町の森林面積は町域の総面積のおよそ72%を占めており、本町の豊かな自然環境を構成する重要な要素となっております。

本町の森林は植林された人工林帯、暖地性の広葉樹を中心とした天然性林などにより構成されるほか、地域住民に密着した里山などがございます。

議員ご案内のように、これら森林につきましては、国土の保全や水源涵養といった森林が持つ多様な機能を適切に保存管理していくことが重要であると考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 担当部長から答弁いただき、大変重要であるという認識を確認させていただきました。

実際、山と言いましてもばくっとし過ぎているのですけども、自分たちがかかわれるのはキャンプに行こうかとか、山に少し癒されに行こうかというような話が多いのかな。

また、町民の方並びに町外の方からのハイキングの場所として大阪湾を一望できる飯盛山登山、これにとっても魅力があるといいますか、飯盛山登山をしている方にお聞きしますと、大阪府でこんなにいいところはないのだ、海も見れてすぐに上れるお手軽なところはないのだっていう意見も聞いたことがございますが、実際、山が廃れておる現状では林道の整備やハイキングコースの整備が後々に回っているのではないかと、このように見受けられます。

実際、岬町を活性化するために、整備についてしっかりと前に進めていただきたいと思いますが、現状、どうなっているのかご答弁をお願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 林道、ハイキングコースの整備についてでございますが、一般的に林道は林産物の運搬や植林、伐採、治山、治水の各事業や森林レクリエーションとしての利用、森林管理などのために森林内外に通じる交通路として整備された施設であり、本町の林道台帳に登録されている林道といたしましては20路線ございます。

このような中、本年7月の豪雨により被災した林道につきましては4路線あり、災害復旧にかかる議会承認を受け、現在、災害復旧工事のための事務手続等を進めている最中であります。

なお、この後、発生しました台風21号により倒木などの被害があった路線もあり、

今のところ把握できておりますのは3路線あり、ほかにも今、議員からご紹介ありましたが、飯盛山登山道におきましても倒木があると、そのような報告も受けております。

このような中、林道利用者の方々により、倒木の除去作業など復旧が行われた箇所もございしますが、今後におきましても引き続き点検パトロールを行い、適宜、復旧及び改修等に努めてまいります。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 適宜進めていただくということですが、山に入っていくこの道について、町の予算だけではなしに、大阪府や国とも連携しなければならないのかな、このように思っておりますので、しっかりと予算を獲得できるように現状の把握を進めていっていただきたいと思っております。

ポツ2になりますが、森林を守る作業者の後継者不足による弊害についてという通告をさせていただいております。

ここに通告に至る背景といたしまして、岬町の山をずっと見渡すと、ほとんどが広葉樹林といいますか、冬になるといろいろな色がついてとても見よい、きれいな山になる。その片方に針葉樹林、昔で言う杉、ヒノキの植林した後の山がございします。

この植林した大体年数というのは、高度経済成長の時代ですか、昭和30年、40年、そのときに木材を使って需要があったときに木を切って、その後、植えた。その木が現在、四、五十年たって、また製品として使いだせるのではないかと、その道筋が見えてきたときに、いざ山の木の所有者はどうなっているかと言われると、もう植えたご本人はこの世の中にいない、もしくは、とても高齢者になって山にかかわることができない、その後継者はどうなっているのか。サラリーマンですよ、もうこちらにはいませんというところがかかなり多いのではないかと。

そこで、私は岬町でも一緒に取り組んでいただいている空き家の問題とか休耕地の問題について一生懸命取り組んでいただけてアンケート調査なりをされておりますが、森林についても同じように、誰が管理して、どのような課題があるのかというアンケート調査なりを実施していただきたいなと思っております。

いろいろな1件1件に関して課題があると思うのです。それを把握することこそ、森をどのように生かしていくのか計画が立てられるのではないかと。

この数年の話ではなく、何十年、100年後の計画設計が必要な時期になっています。

森というのは、植えて、育てて、使って、植えてというサイクルができてこそ活性化するもので、針葉樹林でも放ったらかしにしますと、それこそ植えてないより具合悪い

というものです。

これから後継者不足というのがさらに進むと思われる中、そこに取り組んでいただきたいと思いますが、担当課はどのように思われますか。ご答弁をお願いいたします。

○道工晴久議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 森林を守る作業者の後継者不足による弊害についてのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、近年、森林所有者におかれましても後継者不足などにより森林管理が行き届かなくなり、全国的に深刻化してきている状況でございます。

こうした状況のもと、国では森林管理の新たな制度の確立に向け、森林経営管理法を平成31年4月から施行すべく手続がなされているところでございます。

この法律は、地域森林計画に位置づけられた森林の中で、経営管理が行われていない私有人工林の所有者に意向などを聞くアンケート調査を行い、法に基づく手続を踏むことにより、市町村が森林所有者にかわって経営管理を行うことができる、新たな森林管理制度ということになります。

また、これらを行うための財源措置としまして、新たに（仮称）森林環境譲与税が創設され、各市町村に配分されることが決定しております。

これは仮称ではございますが、森林環境税等関連法案としまして、田代町長も全国町村長大会等に参加し、重点事項として要望してまいったものでございます。

本町としましても、こうした国の動向を注視し、森林関係者の方々とも連携を図り、新しい制度を活用しながら適切な森林管理ができるよう、今後努めてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 先ほど部長のほうから答弁ございました。森林環境税という財源も確保しながら取り組んでいくという日本国政府の取り組みですが、岬町におきましては、まさに当事者でございます。

この計画を一刻も早く、一番早く立てられるように準備を進めていただきたい。

森が青々と元気よく育つことによって、そこに降った雨がしっかりと小川に養分のある水が流れ、その小川が一つに集積し、川となって養分を海へ運び、海の魚がたくさんとれる。この流れを森からつくっていく、これができるのが岬町だと思っております。

山の管理について、また機会があれば質問をさせていただこうと思います。

これで、3点終わりましたので、私、竹原伸晃の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○道工晴久議長 竹原伸晃君の質問が終わりました。

次に、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 松尾 匡でございます。

それでは、私の一般質問を始めたいと思います。

まずは、災害時の役場の対応についてです。

今年は今まで例に見ないほど各地で自然災害が多数発生し、また、その一つひとつの被害も大きく、人の心に残る災害の1年であったのではないのでしょうか。

そんな中で、この泉州地域における岬町も、今年9月に発生した台風21号は少なくとも私は生まれて今まで経験したことのないような最強の台風であり、過ぎ去った後の甚大な被害を目の当たりにして茫然となったことは本当につい昨日の出来事のように記憶に新しく、今でも台風のまっただ中の情景が鮮明に思い出されて忘れられない体験となりました。

私は、母親から淡輪砂漠という言葉をよく聞きました。雨が少ないまちという意味で、地元の方は今でもそう言われる方もいらっしゃると思いますが、それは災害が少ないまちということとも言えるのだよということも教わった記憶があります。

実際、岬町には歴史的建造物、いわゆる古墳ですね、ほかの市町と比べてとても多いことの裏には、昔から災害の少ない地域だからこそ古墳を築造する地域に選ばれたのではないかとされる説もあるようですし、そういったことから、私自身も岬町は災害が少なくて住みやすいまちですよと町外でのPRには今までうたってきました。

しかし、今回の強大な台風21号を初め、台風20号、そして台風24号と次々にこの岬町を直撃したことを受けまして、地球温暖化の影響や異常気象など、世界の気象状況が変化し続けている中で、もはや岬町も災害が少ないまちとは言えなくなるように思います。

台風21号のような大きな災害がこの岬町で今まで起こらなかったということもあり、今まで私たちの気持ちのどこかで、台風など自然災害が来る前から既に過小評価していたところもあったのではないのかなと、私自身が当時を振り返ってそう反省しています。

あの台風21号のすさまじい被害を受けて、危機意識を変えることはもちろん、今後、岬町において災害時対応が一層重要になると私は考えています。

ここで、被災が甚大であった台風21号を初めとして、災害時対応についてここで質問したいと思います。

まず、災害が見込まれる警報等が発表された際に、災害対策本部が発足されて、避難

所開設、もしくは防災対策に対応するよう職員招集がなされると把握をしております。

その本部や参集対象職員数などの配備体制は、岬町地域防災計画、これは平成27年3月に作成されているものがありますけれども、記載されております。

配備体制の詳細についてお教えいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 お答えいたします。

本町の平成30年度の災害対策本部の組織体制につきましては、7月豪雨までは本部長の町長を初め、副本部長の副町長、教育長、本部員の部長級職員、それから岬消防署長、岬町消防団長、事務局の危機管理担当職員の24名体制でございました。

7月豪雨以降は、災害対策本部員を補助し、活動を強化するため、本部活動員として副理事及び課長を本部活動員に加えた37人体制としたところでございます。

この本部活動員は、大雨や暴風などの各種気象警報や高波警報が発表されたときに、本町または隣接市で震度4の地震が発生したとき、及び大阪府に津波注意報が発表されたときはすぐさま水道庁舎1階の災害対策本部に自動参集することとしております。

また、水門の担当部署職員も参集することになっております。

各種警報等が発表された場合、自動参集した本部活動員等でまずは初動活動を開始いたします。

本町におきましては、本部の指示系統の明確化を図り、初動活動を迅速かつ的確に遂行するために、本部に班を編制し、各任務に当たることとしております。

その班体制は、まず住民等からの電話情報等を聞き取り、本部員に伝達する情報記録班、出動した配備職員の動態を把握し、管理・調整・記録を行う職員動態管理班、情報をもとに現場に出動し、被災状況を確認するとともに必要に応じて応急対応を行う現場活動班、避難所の開設運営等避難所にかかわる任務を担当する避難所運営班を編成いたします。

そして、現場活動班と避難所運営班には任務を迅速かつ的確、円滑に実施できるようにあらかじめ総括指揮者を置き、各班に配備される本部活動職員もあらかじめ定めるところでございます。

その他の職員の参集につきましては、風水害の場合は1号、2号、3号の配備編成を組んでおりまして、災害の規模や状況等に応じて1号から順に本部から参集指示を受け各班に配備されます。

また、地震や津波の場合は、自宅から徒歩または自転車等でおおむね1時間未満に本

部に参集できる職員をA号、1時間以上かかる職員をB号と区分編成しておりまして、A号、B号職員には再任用職員も含まれております。

本町、または隣接して震度4の地震が発生した場合は、災害の規模や状況等に応じて本部から参集指示を受け、A号職員が参集し、各班に配備されます。

また、震度5弱の地震が発生した場合、または大津波警報が発表されたときはA号職員は自動参集ということになります。

さらに、震度5強以上の地震が発生した場合は、B号職員も自動参集となります。

なお、職員の配備体制及び参集体制につきましては、毎年早い時期に改めて見直し、必要に応じて改善していくということにしております。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど、災害対策本部の組織体制を細かく説明をいただきました。

今回の台風21号は、風水害に当たり職員の参集については、1号、2号、3号の配備体制を組まれたのかなと思うのですけれども、一方、地震や津波の場合は、自宅から徒歩または自転車等でおおむね1時間未満に本部へ参集できる職員をA号として、1時間以上かかる職員をB号と区分編成されているということですね。

そこで、本町や隣接市で震度5弱の地震が発生したときは、A号職員は自動参集、震度5強以上の地震発生時はB号職員も自動参集となるとのことですが、B号職員は参集に1時間以上かかる人たちだと思います。

震度5強以上の地震が起こった場合、想定されることを言いますと、通常だと電車などの公共交通機関がストップしたりしますし、道路も陥没や土砂崩れなどにより、ところどころ通行止めになるような可能性があったりで、B号職員の参集が困難になるように思うのですけれども、そういったときはどうされるのか、対策は考えられていますでしょうか、よろしく願いいたします。

○道工晴久議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 お答えいたします。

確かに大規模な地震や津波の場合は、ライフラインに被害を受けたときの社会的影響は極めて深刻でございます。道路の通行止めや公共交通機関の運休が考えられる中で、職員の参集が大幅に遅れたり、場合によっては参集できない場合も想定されます。

現在は、町外在住職員が半数を若干上回っておりまして、本部活動人員の中にも町外在住職員がおりますので、班編制等につきまして町内在住職員等の直ちに参集した職員により被災状況に応じた体制を組み、初動活動を開始することとしております。

その後、順次、参集した職員を追加配備するという事としております。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど、対策を述べていただきました。

次に、災害対策本部の解散時期についてお尋ねしたいと思います。

台風21号の際は、停電が長く続き、警報解除がなされても自宅での滞在が困難な方が夜に役場へ連絡を入れても守衛の方のみしかおらず、対応してもらえなかったと相談を受けました。

甚大な被害が想定される災害時には、例えば台風被害の場合、台風が過ぎ去ってから被害が明確化することというのはわかりますね。

当日、警報が解除された後で、避難や援助を求める連絡が役場に来るのは当然のことかと思えます。

大きな被害が想定される災害の際は、警報が解除されたら本部解散するのではなくて、その後の住民対応のために班分けするなどして対応できるように善処すべきではないかなと思うのですけれども、本来の通常業務もある中ではありますけれども、緊急対応すべきときこそ行政が主となり住民の安全確保に努めるべきではないかと考えます。

今後の対応、対策について、住民が災害に遭った際に安心して行政に相談できるよう、善処していただければと思うのですけれども、そのようなお考えはないでしょうか。よろしくお願いします。

○道工晴久議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 お答えいたします。

災害対策本部の設置期間につきましては、先ほど説明いたしました各種警報などにより本部活動人員が参集し、災害発生のおそれがあるが時間、規模等の推測が困難なとき、小規模な災害が発生したとき、本町または隣接市で震度4を観測したときは、災害警戒本部を設置し、情報収集やパトロール、関係機関との連絡調整などの警戒活動を行います。

そして、中規模、大規模の災害が発生したとき、または発生する恐れがあるとき、震度5弱以上を観測したときは災害対策本部を設置し、現場活動や避難所開設などの災害対策活動を実施いたします。

災害対策本部の解散につきましては、風水害については災害応急対応がおおむね完了したときとしておりますので、基本的には全ての警報が解除されて、以後、災害の発生のおそれがないと判断され、全ての避難所が閉鎖されたときに解散いたします。

ただし、地震や津波の場合は被災規模や復旧、復興の状況等によって解散の時期を判断するということになります。

そして、今、ご質問にありました本部の設置期間を延長したほうが円滑な事後対応ができるのではないかとこのことにつきましては、本町の方針としましては、災害対策本部を解散した後は一定の本部機能を継続するため、危機管理担当と十分な連携と情報共有を図りながらしっかりと担当部署で対応処理していくということとしております。

例えば、災害ごみ処理はしあわせ創造部、道路や河川、農林道関係などは都市整備部、罹災証明は財政改革部、ブルーシートの配布等は危機管理担当など、それぞれの担当部署で対応しております。

もちろん、危機管理担当とは随時情報共有等を行いながらそれぞれの部署で対応を行っております。

これは対策本部で一括して対応するよりも、直接担当部署が対応するほうが効率的で迅速な対応ができると考えております。

それから、通常業務も並行して行わなければなりません。

また、本部員には交代要員がありませんので、健康面にも配慮する必要があることから、本町では今のところ本部の解散時期を延長することは考えておりませんが、今後、災害によっては被災の状況もさまざまなケースが発生すると推測されますので、ケースバイケースで本部長である町長がその都度、解散時期について判断することになります。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほどの説明でわかりました。

今回、私が質問したということは、停電が続いたり、罹災での問い合わせを夜間にしたところ、対応できる職員がいないとの返答があり、受け付けてもらえなかったと聞いたために、それならば、災害対策本部の本部機能を延長することでそのような問い合わせが来ても対応できるのではないかと考えてお尋ねしたわけでございます。

通常業務も並行して行わなければならないということと、本部に交代要員がないという理由が先ほど述べられました。

災害対策本部の解散時期を延長するという事は、今のところ考えていないということもわかりました。

私も災害対策本部の解散時期にこだわっているわけではなくて、あくまで解散直後の夜間などの緊急対応をフォローできる仕組みづくりが大事なのではないかと考えています。災害対策本部が解散した場合においても、被害が継続して想定される場合におい

ては夜間の対応もできるようにする、役場内の配備体制を整えるべきではないかと私は考えておりますが、そのような配備体制を整える仕組みづくりをお考えにはならないでしょうか、よろしく願いいたします。

○道工晴久議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 答えいたします。

災害対策本部解散後の夜間の被災者からの電話対応等につきましては、現在、守衛室にお願いしているところでございますが、台風21号のときには、特に停電に対しての問い合わせが多かったようでございます。

関西電力も早期に対応ができなかったということがありましたので、守衛も関西電力に連絡が取れず、どうしようもなかったというのが現状でございました。

今後におきましては、関西電力におきましては、コールセンターの受付機能の強化など、お客様対応の充実強化を図っていかれると聞き及んでおりまして、本町としましては、関西電力と一層の連携を図り、例えば守衛から関西電力コールセンターへの案内、道路の通行止めやその他災害ごみの処理方法などの役場が実施する被災者への対応業務の説明など、的確な情報の提供を行えるよう、担当部署と協議調整の上、被災者にとって直ちにわかりやすく、またご納得、安心していただけるような対応に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私もあのとき、住民の皆さんから、やはり停電のことをすごい問い合わせをいただきまして、私も幾度か関西電力に問い合わせをしてみたけれどもつながらない。やるとしたら、メールでばんばん何度も送るしかないという状況でした。

その中、そういった住民の皆さんから夜間の対応というのを切にシステム化してほしい、ダイレクトにすぐさま返答が返ってくるような体制をつくってほしいという要望がありましたので、ぜひともそういうシステムづくりをお願いしたいなと思います。

最後に、災害時の避難所開設管理運営についてご質問します。

主に小学校などが避難所となっているようですけれども、岬町職員が避難所管理者として速やかに派遣されて避難所を開設すると計画に記載されております。

実際、その点につきましては計画どおりされているとお見受けしております。

避難所の対応に配備された職員の動態などについて、例えば避難されている方への対応などについてのマニュアル等は、大阪府の避難所作成マニュアル指針に基づいて岬町が作成した避難所の管理運営マニュアルがあるように記載されておりますけれども、職

員に対しての周知や研修などが行われているかどうかお伺いしたいと思います。

実は、先日の台風21号で避難された方から、町職員の間でも対応にかなりの差があったということを聞き及んでおります。

ある学校での避難所運営では、町職員が配置をされていましたが、学校の教職員の先生方がほとんど全て対応されていたということも聞き及んでおります。

また、ある学校での避難所運営では、複数の町職員が配備されているにもかかわらず、その中の1人だけが一生懸命対応してくれていたというふうな情報も受けました。

任務を交代制で行うということも考えられますけれども、当時はそのような様子もなかったとのことでした。

もちろん、町職員の方々には台風21号での災害発生時において体を張って、しかも寝ずにそれぞれの役割を全うしていただいた方がいらっしゃることも事実であり、本当によく頑張っていたと私も思います。そういう声もたくさん聞いております。

でも、先ほど私がお伝えした学校の先生方や奮闘された職員の方々には本当に心から敬意を表したいなど、このように思っております。

しかしながら、先ほど私が言ったような出来事があったということも事実であり、職員の間での危機意識や仕事に対する意識の差があったことは間違いないのかなど。

その上で、目の前の状況に対して、どう判断して対処していったのかわからないという職員も多かったのではないかと、このように感じました。

防災計画の中には、避難者の自主的な運営を促すと記載はありますが、避難された避難者のみでは対応できない、町職員で対応すべき状況や不安解消など、できることは多くあると思います。

その点につきまして、今後、避難所を開設しなければならないような災害が起こった際に、どのように対応していくのかお伺いしたいなどと思います。よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 お答えいたします。

まず、避難所の開設につきましては、あらかじめ指名した職員を避難所管理責任者として速やかに派遣し、避難所を開設することとしております。

ただし、緊急を要する場合で職員の派遣が困難な場合は、自治区や自主防災組織の役員、施設の管理者を開設者とするところとなっておりまして、台風21号のときは、淡輪、深日、多奈川、孝子の各小学校に派遣をいたしました。

また、小学校以外の集会所等の指定避難所につきましては、自治区長に開設をお願い

したところでございます。

避難所の管理運営につきましては、災害対策本部からの指示を受けて参集した職員を派遣し、避難所管理責任者とともに施設管理者、自治区や自主防災組織等と協力して、災害対策関連情報の提供や物資の分配等に従事し、避難所の効率的な運営に努めることとしております。

避難所での役場職員の行動の違いや避難所運営マニュアルの件につきましては、本町では平成27年に地域防災計画を改訂したことに伴いまして、職員の防災活動をまとめた岬町職員災害マニュアルを作成し、全職員に配付、周知しております。

その後、岬町職員災害マニュアル改訂版を作成するとともに、大阪府の避難所運営作成マニュアル指針を参考に、岬町版の避難所運営マニュアルを作成しております。

しかし、これまでは避難所を開設運営することが少なかったこともありまして、避難所管理責任者となる職員には避難所運営マニュアルの周知、説明等を行い、一定の経験も積んでおりますが、その他の派遣された職員には避難所で実施すべき活動内容や役割等の周知が行き届いていなかったというのが実情だったと思います。

また、台風21号のときには、管理責任者も避難者の対応等に追われて、十分な指示や指導ができなかった。また、その他の職員も活動内容や役割を把握していなかったため、自主的な活動ができなかったのが原因と考えております。

今後は、職員には避難所運営マニュアルの十分な周知を行うとともに、説明会や研修会等を通じて避難所運営についての役割や活動についての理解と知識を積んで適切な避難所運営ができるように努めてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 確かに、これまで避難所を開設運営する機会が少なかったということは、今までは比較的穏やかで平和な岬町だったのだなと思いますし、やはり私も含めてそんな中での危機意識が少し甘かったのではないかなと私は思っております。

先ほど、岬町版の避難所運営班マニュアルを作成しているとのことをお伝えいただきましたけれども、そのような中で、あの強大な台風21号の避難指示時では、やはりそういった気持ちや意識なども重なり、マニュアルがあったとしても見過ごされてきたのではないのかなと思います。

冒頭にも述べましたが、この岬町、もはや災害の少ないまちとは言えなくなるように思います。

災害は常に起こるものと想定して、職員が自主的に防災、減災活動に取り組み、避難

所での活動をスムーズに行えるように指導を最低でも年に1回、特に台風、豪雨などが集中すると予想される時期の少し前の、例えば春先などに毎年恒例として避難所運営についての説明会や研修会を実施していくことで、職員間での危機意識の差をなくして意識の向上を図れるように思いますけれども、毎年そのようなことをされるお考えはないでしょうか、お答えいただければと思います。

○道工晴久議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 お答えいたします。

職員の配備体制及び参集体制等につきましては、毎年度、早い時期に見直して配備体制表を作成して、職員に十分な周知をするとともに、職員としての災害対応意識の向上、醸成を図るものとしております。

これにあわせまして、危機管理担当としましては、避難所運営に配備が予定される職員に対し、役割や運営内容等について十分理解をし、職員としての自覚を持ち、できるだけ避難者に寄り添った避難所運営ができるように指導等を行ってまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 ぜひ、避難所運営マニュアルの十分な周知とともに、避難所運営についての役割と活動についての理解と知識を職員全員が高いレベルで持つことによって、チームとして動ける適切な避難所運営ができると思います。

今後は、自主防災組織の役割が重要になってくる中で、我々住民にとって、お手本になっていただけるような職員づくりや役場内組織づくりを目指してほしいなと願いまして、この質問は終わりたいと思います。

続きまして、岬町の景観を保全するための太陽光発電のソーラーパネル設置に関する規制についてです。

私は、昨年12月議会でも、岬町の空き田畑や山林等に現在も乱立が続く太陽光発電事業のソーラーパネルについて、観光まちづくりを推進する岬町にとって景観上マイナスとなり、乱立するごとに岬町のよさが失われている状況を鑑み、太陽光パネルの乱立を防いで、風光明媚な景観を保全しながら共存可能な方策を提案し、議論いたしました。

その内容は、岬町として独自に景観条例を定めて、一定の高さや面積を超える場合などは届け出を必要とするなどを規定してはどうかというもので、独自に条例を制定している近隣自治体である、例えば和歌山県と和歌山市のガイドラインを例に挙げ、提案をいたしました。

周辺の良好な景観との調和を図る観点から、地域の良好な景観資源、地域の歴史的、文化的景観資源、地域のシンボリック樹木等への近接を避けることや、太陽光パネルの配色やパネル自体についても形態や意匠、色彩を規定したり、周辺の環境に合わせるよう植栽などに努めるよう指導したりして、細かくガイドラインを定めていることや、周辺住民へ説明会等を開催してしっかりと説明等を行い、理解を得るよう努めることをガイドラインに盛り込んでいることを当時は説明して、太陽光パネルの乱立抑制と災害対策、そして景観の保全、そして、何より住民の方々への理解を得るために、岬町としても和歌山県や和歌山市と同様に、岬町独自に太陽光発電設備等の設置に関する景観ガイドラインを策定すべきという提案をさせていただきました。

そのときの提案に対しての当時の岬町としての回答は、景観ガイドラインの策定を他府県の規制等を調査研究して、大阪府と近隣市町と連携を図りながらガイドライン策定に向けて情報収集に努めていくとのことでした。

あれから早いもので1年が過ぎましたが、今回はあれから以降のガイドライン策定に向けた進捗状況をお聞きしたいなど、このように思っております。

まずは、前回同様、把握されている太陽光パネルの設置箇所数と太陽光パネルの1年前からの面積の推移、また新たに設置し、事業開始される太陽光パネルについて役場への苦情や相談などがこの1年なかったか、あれば、どう対応されたかなどをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いたします。

○道工晴久議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 松尾議員のご質問にお答えいたします。

まず、昨年12月議会で回答いたしました内容についてのご質問でございますが、本町に設置されていますソーラーパネルの箇所数でございますが、現在把握できておりますのは、淡輪地区で20カ所、深日地区で7カ所、多奈川地区で6カ所、合計33カ所程度でございます。

昨年度は、淡輪地区で12カ所、深日地区で5カ所、多奈川地区で4カ所、合計21カ所程度と回答させていただいておりまして、合計では12カ所程度増加しております。

これは、国の認定を取得している事業者が固定買い取り価格が年々下落しているため、運転開始を早めたことによるものと考えられますが、新規の発電事業につきましては、固定買い取り価格の下落や国の規制強化等により減少傾向となっていると聞き及んでおります。

ソーラーパネルの設置済み面積につきましては、開発等の申請手続を必要としないた

め、パネルの設置範囲など詳細に把握することはできませんが、それぞれの施設の敷地面積につきましては一定程度把握できておりますので、総敷地面積で答えさせていただきますと、約41ヘクタールでございます。

昨年度につきましては、同様に、約38.5ヘクタールでございます、約2.5ヘクタール増加しております。

続きまして、住民さんからの相談とか苦情などの内容、またその対応ということでございます。

昨年12月議会におきましては、事業者から事前説明がない、説明するように指導してほしい。また、事業地内の雨水対策を講ずるよう指導してほしいなどの相談、苦情が寄せられており、事業者に指導していることを答弁させていただきましたが、それ以降は役場への相談や苦情などはない状況でございました。

しかしながら、今年の台風21号により一部の施設でパネルが飛散したことから、さきの出口議員のご質問でも答弁させていただきましたように、その再開に当たりましては事業者に対策を講じるよう国に通報し、国が指導を行っております。

また、現在は旧深日ゴルフ場跡地の発電施設に関しまして雨水対策や歴史的遺産、それをめぐる散策路の確保などにつきまして、関係者の方々や地元住民の方々から相談や要望を受け、その対応に努めているところでございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 家永部長から、先ほど大阪ゴルフクラブ前でされている太陽光発電事業と旧深日ゴルフ場跡地で開発されている同事業についてお話があったと思います。

もし、これは、たればですけども、大阪ゴルフクラブ前でされている太陽光発電事業を始められる前に、岬町独自の景観条例において災害対策としてパネルなどが飛散しないような設置規定のガイドラインを定めていたならば、しっかりとした工事によりパネルが飛散せず、周辺にお住まいの方々にとっても苦情や心配がなかったのではないかと思いますし、事業者にとっても損害が少なく済んだのではないのかなと思うのですね。

また、旧深日ゴルフ場跡地の開発中の太陽光発電事業についても開発前に景観条例において周辺住民へ説明会等の開催を義務づけたガイドラインを先に定めていたならば、観光ボランティアの関係者の方々や地元住民の皆さんへ木々の伐採や散策路、歴史的遺産などの破壊が終わった後での事後報告を聞いてもらうのではなくて、伐採や破壊をする前に何をどう残し、共生させられるのかといった共存共生についての話し合いができ

たはずではないかと強く思うのですね。

私が言いたいのは、前回も言いましたが、太陽光発電事業においては、一度開発してしまえば、元のすばらしい自然環境には二度と戻せないということなのです。

その前に、できるだけ早急に手遅れになる前に景観条例のガイドライン策定を急ぎましょうよというものなのです。

そこでお聞きします。私が岬町独自の景観条例の制定を提案してから、もう1年が過ぎました。進捗状況はいかがでしょう、よろしくお願いいたします。

○道工晴久議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまの松尾議員のご質問にお答えいたします。

基本的には、ソーラー発電事業といいますのは、国のほうが促進していくところもございまして、基本的には国なりはガイドラインを示して事業者にとってきちっとした対応施工するようにガイドラインの中で示しております。

そのような中で、町独自でなかなか規制、特に条例化していくのは難しいということで、いろいろ調査研究してまいりましたけれども、今般、これも出口議員のご質問でお答えしておりますが、大阪府のほうから支援が得られるというようなこともございまして、松尾議員ご指摘の景観の視点も踏まえ、地域の実情に応じて速やかに、また適切に対応できるよう、要綱や条例等の制定に向けて現在取り組んでいるところでございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 今日は3人の議員がこの問題に取り組んでおります。

先ほど回答いただきましたけれども、1年前と回答がほぼ同じかなというところで、その進捗状況によっては多少情報収集がなされて、もう策定のところまで行かれているのかもしれませんが、やはり、聞くところによると余り進んでないことに少し残念な気持ちがある。

この太陽光発電事業に関して、行政の皆さんが思っている以上に住民の皆さんはとても関心と意見をお持ちです。

先日、淡輪議員団5人と淡輪区長会の皆さんとの懇談会でもパネルの設置規制の要望からさまざまな意見が出たために、今日、私は一般質問をさせていただいております。

大阪府としても、太陽光発電施設の設置に当たって、国が発電事業者に求める事項として、平成29年3月に事業計画策定ガイドラインが策定されたことを受けて、太陽光発電施設の設置には事業計画策定ガイドラインが適用されますというお知らせを出しております。

これは、皆さんご承知のとおりだと思います。

これは、平成30年4月に改正されているもので、事業計画の企画立案、そして設計施工に関する主な遵守事項等として六つの規定が規制されています。

その中に、発電事業者は1、関係法令及び条例で規定される必要な措置や手続等について自治体や国の関係機関に確認及び相談し、関係法令及び条例の規定を遵守すること。2、自治体が個別に策定する指導要綱、またはガイドラインを遵守するように努めること。3、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること。4、地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や説明会の開催や戸別訪問など、具体的なコミュニケーションの方法について自治体と相談するように努めること。そして5番、防災、環境保全、景観保全を考慮し、計画、設計、施工を行うよう努めることということを記載されています。6に、容易に第三者が発電設備に近づくことがないように適切な措置を講ずることというようにきっちり定められているわけですね。

特に2番目の、自治体が個別に策定する指導要綱もしくはガイドライン等を遵守するように努めることというのがしっかり明記されていることから、大阪府との連携は大事ですけれども、そんなに意識しすぎなくとも、岬町独自の景観条例を定めることができるはずだと私は思うのですね。

別に、要綱がかぶっても、後に改定などをしていけば問題ないと思うのですけれども。大事なのは、一刻も早く町独自の景観条例を制定することだと私は思うのです。

特に、岬町は歴史的建造物が多く、地域の良好な景観資源や歴史的・文化的景観資源、地域にシンボリックな樹木などたくさんございます。

現在、観光ボランティアの方々これらの観光資源を使って町内外の方々に楽しんでいただくべく観光ガイドを継続されており、岬町のPRとともに町内への交流人口の増加に努めていただいております。

岬町には、仕事や雇用の機会が少なく、人口減少、高齢化が進んでおります。私は、10年先、20年先のまちを考えた場合、今後は観光を産業にしていき、そこで仕事や雇用を生んでいく施策を進めていくことが自治体間での生き残り策だと前からお伝えしております。

こういった歴史的にも、文化的にも価値のある資源を守っていけるかどうかは今後の岬町のまちづくりに大きく影響していくものと私は考えています。

和歌山市では、周辺の良好な景観との調和を図る観点から、地域の良好な景観資源、

地域の歴史的、文化的景観資源、地域のシンボルの樹木等への近接を避けることをしっかりと定めているのですね。

岬町としても、一刻も早くそういった観光資源となり得る地域、または隣接地への太陽光パネルの設置を規制するような景観条例を制定すべきだと考えます。

そこで、お聞きしたいと思います。

本当に景観条例の策定を目指すお考えであるならば、いつまでに町独自の景観条例の制定をお考えであるかお聞きしたいと思います。お願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、景観の視点も踏まえた指導要綱、もしくは条例という形で年度内の制定を目指して現在作業を進めているところでございます。

できるだけ早く定めてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 大変はっきりと申していただいて本当によかったかなと思います。年度内ということで頑張っていたきたいなと思います。

何度も言いますが、一度開発されてしまうと、二度と前のすばらしい景観には戻せません。町として失うものは大きいはずなのですね。

ぜひ、これも景観等々ということですので、観光協会の皆さんとか、あと観光ボランティアの皆さんとか、そういった観光関連団体と協議の上で、町独自の景観条例の制定を急いでいただきますよう、私から強く要望いたしまして一般質問を終わりたいと思います。

○道工晴久議長 松尾 匡君の質問が終わりました。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

国政では、安倍政権による異常な国会運営が続いています。改ざん、捏造、隠蔽を繰り返す安倍政権の暴走が顕著にあらわれているのが出入国管理法改定案をめぐる審議です。

この間、野党6党と1会派の努力により、失踪技能実習生の聴取票の閲覧が可能となりましたが、昨日行われた記者会見では、およそ7割の実習生が最低賃金を下回る低賃金で働かされ、1割が過労死ラインを超える月80時間を超える残業をさせられている実態が明らかになり、法案審議の土台が崩れています。

外国人労働者で最も深刻な実態にあるのは技能実習生であり、人権を侵害する奴隷的労働を強いられているにもかかわらず、その改善が約束されないまま使用者に有利な使い捨て労働をさらに広げるものとなっております。

ご承知のとおり、淡輪地域には技能実習生の研修施設があります。彼ら、彼女らが一、二カ月の研修を終えた後、赴いた先の労働現場でどんな環境が待っているのか不安でなりません。

国際的な批判を浴びるような働かせ方の片棒を担がされるようなことがないように行政としても監視が必要であります。

来年10月からの消費税10%への増税は、暮らしにも地域経済にも深刻な打撃となることは目に見えています。8%に増税されて4年が経過した今も消費不況が続き、2人以上の世帯の家計消費は年間25万円、月に2万円も減っています。

こんなときに10%の増税が強行されれば暮らしはもとより、この岬町内においても地域経済が一層冷え込むことは明白です。

富裕層や大企業への優遇税制を改め、たまりにたまった内部留保を働く人の所得をふやし、下請、中小企業への適正な取引によって国民全体の所得を増やすために政治がイニシアチブを発揮することで消費税に頼らない社会保障の財源確保と財政の立て直しは可能であります。

安倍政権は憲法と平和を壊し、医療、介護、子育て、教育など、あらゆる分野で岬町においても住民いじめの政治を加速させることとなっております。

最も身近な地方自治体として、岬町が住民の命と暮らしを守るために最大限の努力を行うことを求めて質問を始めます。

災害に強いまちづくりについて質問いたします。

とりわけ、台風21号発生後の被害を受けて多くの住民から実にさまざまな声を聞かせていただきました。

今回の災害から教訓を引き出し、今後の災害に備えるために住民の皆さんから寄せられた声をもとに質問をいたします。

質問は多岐にわたるため、できる限り時間を有効に活用したいので、当初予定していた質問事項の順番を変更し、また、一部で一括してお聞きしますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

まず初めに、台風発災直後の初期対応についてお尋ねをいたします。

ブルーシートや土のうの配布、災害ごみの周知についてお聞きします。

9月議会の最終日において、ブルーシートや土のうの配布、災害ごみの収集の周知について意見を申し上げました。

この日は9月26日で、まだ発災から一月の段階でしたので、十分なお答えがいただけなかったのも無理はないと思います。

およそ3カ月が経過した現時点でこの分野において行ってきたこと、また今後の改善点などをお答えいただきたいと思います。

○道工晴久議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 私からは、ブルーシートと土のうの配布の件でございます。

ブルーシート、土のうの配布の周知につきましては、台風21号で配布を受けられた方につきましてはおおむね配布内容についてはご理解いただけていると考えておりますが、今後、暴風被害が発生した場合には、周知内容につきましてはより丁寧でわかりやすいものに改善していきたいと考えております。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、波戸元雅一君。

○波戸元しあわせ創造部理事 私からは、災害ごみの周知にかかわってご回答させていただきたいと思います。

まず、台風が通過した9月5日には、緊急エリアメールにて災害廃棄物のお知らせと題して、台風21号により発生した瓦、トタンなどの災害廃棄物は町が無料で処分いたします。生活環境課にお問い合わせ、また美化センターに持ち込んでいただける旨を配信いたしました。

その後、9月9日には、災害ごみの処分や受け入れに関して町が無料で処分すること、直接美化センターに搬入できることや戸別収集を担当課に依頼していただくことなどをホームページに掲載をいたしました。

また、発生直後の土日や祝日でも美化センターを解錠してごみの持ち込みができる旨を防災行政無線にて町内全域に放送し、ホームページにも掲載をいたしました。

しかし、ホームページが見られない方や高齢でひとり住まいの方、またお体が不自由な方など、各世帯の状況に応じた十分な周知方法や内容ではなかったとっております。

各家庭からのご連絡の対応や収集の手配などに追われてしまったということが大きな原因であると考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 これまで、恐らく体験のない出来事でありましたから、その中で本当に休むことなく職員の皆さんは尽力されたことと思います。

ただ、担当課としてもご認識されているとおり、十分でない点があったということも事実だと思いますので、今後、それをどうやって今後に生かすかということが非常に大切になると思います。

そのことについては、また後段で質問をしたいと思います。

この機会に、災害ごみにかかわってもう少しお尋ねをしたいと思います。

多くの家屋でブルーシートが掛けられたままになっていたり、シートは掛けられていないものの代用品で雨漏りを防いでいる状況が残っております。

修繕に伴って台風に起因する災害ごみが今後も発生することが考えられます。

このたび、大阪府北部地震を契機に、災害ごみの扱いについて大きな転換が行われました。それは、屋根の上の瓦の扱いです。

環境省と大阪府の連名で、廃棄物処理にかかわる文書が発出されており、従前との変更点が示されておりますが、補足内容にはどのように記述されているかご紹介いただきたいと思っております。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、波戸元雅一君。

○波戸元しあわせ創造部理事 ただいまお示しの文書でございますけれども、本年6月18日に発生した大阪北部地震により一部損壊した住家等の修繕工事等に伴い生ずる廃棄物の適正な処理に関する広報についてという題名で、7月17日付、環境省近畿地方環境事務所廃棄物リサイクル対策課及び大阪府環境農林水産部循環型社会推進室資源循環課連名で府内北部の市町村に送付されております。

本町には、送付はされておられません。大阪府に確認をし、資料提供を求め、確認をいたしました。

別紙として3項目の広報のサンプルが記載されております。

そのうち、7月17日付の文書の3項目のうちの一部を補足するメールが、これも大阪府内の北部の市町に8月3日付で配信されております。

この内容を読み上げます。

○なお、地震により落ちて割れた瓦くずや屋根上で損壊した瓦を被災者、ボランティア等がおろした瓦くず及び倒壊したブロック塀を災害ごみとして処分されたい場合は必ず事前に〇〇センターまでご連絡をお願いいたしますというような内容でございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今ご紹介いただいた考え方については、北部地震がきっかけとなっているものでありますが、これまでにない大きな変更点、これは被災された皆さんにとって

非常に画期的な考え方の変更点、前向きな変化でございます。

今、読み上げていただきましたが、補足する内容として、屋根の上で破損した瓦についても被災者やボランティア等がおろした場合は災害ごみとして扱う。災害ごみとして扱うというのは、市町村が処分をするということを指しています。これは大きな転換点であります。

この扱い方について、当然でありますけれども、岬町もこの指示文書どおりの扱いをするというように受けとめていかどうか、念のため確認しておきたいと思えます。

○道工晴久議長　しあわせ創造部理事、波戸元雅一君。

○波戸元しあわせ創造部理事　お答えいたします。

台風21号で被災した先ほどの瓦くず、また屋根の上にある瓦などについては、ボランティア等がおろした場合という記載がございますが、各家庭から発生する瓦くずや瓦などの廃棄物は災害廃棄物として処分をしておりますが、屋根や壁の修繕など、業者に請負として依頼され発生した廃棄物は産業廃棄物となります。

これにつきましては、台風発災後の9月7日、大阪府泉州農とみどりの総合事務所環境指導課、また大阪府資源循環課施設整備グループに確認をしており、ご家庭での修繕内容を聞き取り、前述のように回答をしております。

家庭によっては、知人の方やボランティアで協力していただいている事業者の方もおられます。そういう方が、片づけたごみの搬出について美化センターに搬入される際は、そのようなご事情を美化センターで聞き取り、受け入れを行っております。

その取り扱いにつきましては、これ以後も変更はしておりませんので、現在もボランティアの方でお手伝いをされたことによって発生した災害ごみについては、従前どおり台風のごみとして受け入れを行っているところでございます。

○道工晴久議長　中原　晶君。

○中原　晶議員　結構な回答でございます。

私が今回、このことについて取り上げましたのは、屋根の上に残っていても、災害ごみであろうと、瓦については災害ごみになるのではないかと以前から主張してまいりました。今の担当者のお答えでありますと、知人や、業者も含めて協力しておろした場合は災害ごみとして受け付けますよということでありましたので、この姿勢は被災された方々に対する大きな激励になると思えます。

これから修繕が進んでいくと思えますけれども、その中で、たとえわずかでも修繕の費用の負担を抑えることができる一つの画期的な考え方の転換ということになりますか

ら、この態度について、私は岬町の災害ごみの扱い方について、その考え方を高く評価したいと思います。

続きまして、停電の対応についてお聞きします。

今回の台風では、長期にわたる停電が発生しました。松尾議員や奥野議員の質問にもあったとおり、電気のありがたみが身にしみると同時に、便利さと引きかえにして電気に依存することへの危うさについても考えさせられたところでもあります。

停電については、大規模なものから一部の地域においては、1軒から五、六軒のみの停電が4日も5日も続くという事態が発生しました。

多くの皆さんが関西電力に繰り返し電話をし、つながるまで受話器を持って待ち続け、ようやくつながったときには停電の発生状況を事細かに説明し、通電を待ちわびました。

しかし、停電が解消されたのは、電話連絡の数日後となりました。

そこで、お尋ねいたしますが、関西電力と各自治体との間にはホットラインのようなものはないのでしょうか。

住民から個別に電話をするのではなく、町が全町的な停電状況を把握し、関西電力に伝えれば情報の混乱がなく、通電の作業がより円滑に行われたのではないかと思います。自治体と電力会社との連絡、連携はどのようになっているのか。

また、今後の改善方向についてもあわせてお示しいただきたいと思います。

○道工晴久議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 お答えいたします。

現在、災害対策本部では関西電力とは大阪南支社の泉南地区担当者と電話での情報の伝達や収集を行っております。

しかし、台風21号のときは、その電話もなかなか通じず、正確で迅速な情報連携ができませんでした。

このことを受けまして、関西電力では台風21号対応検証委員会を設置し、今後の大規模災害時における対策を検討されておりました。課題として、停電の早期復旧、お客様対応のほか、自治体との連携、この3点が挙げられております。

自治体とは、平時からの災害時の具体的な活動を意識した情報連携を強化するとともに、災害時には自治体の協力を得ながら、停電の早期復旧と住民への的確な情報提供ができる体制を構築する方向で検討されております。

対策項目としましては、大規模停電時の自治体への情報提供方法の改善、停電の早期復旧に向けた事前連携の充実強化、災害時の情報連絡体制の確立強化を挙げられており

まして、本町としましても、関西電力との連携を深め、情報連絡体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、お客様対応としましては、コールセンターの受付機能の強化、ホームページなどのコールセンター以外の非常時受付機能の構築、停電状況、復旧見通しに関する情報の発信の強化を挙げておられるというところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今後、対応検証委員会のところで議論を進められるということのようですので、そこでも電力会社との関係ではしっかりと協議をしていていただきたいと思っておりますし、今回のような事態を避け得る、そういった関係を早く構築していただくように、また電力業者内でもそういった努力を図っていただくよう、この場でも求めるものであります。

また、そういった電力会社との連絡の中で必要な情報が迅速に届くということのために、岬町内においても情報の把握等についてできるだけスムーズに行える組織づくりをご検討いただきたいと思っております。

引き続き質問してよろしいですか。

○道工晴久議長 災害に強いまちづくりが終わった段階でお願いします。

○中原 晶議員 わかりました。それでは引き続き質問させていただきます。

被災者への支援金、見舞い金についてお尋ねをいたします。

9月議会の一般質問において、支援金の対象にならないのかといったことについて、調査、研究を行うことを求めていたところであります。

この点では、大阪府において大きな前進が検討をされております。

大阪北部地震において、高槻市に被災者生活支援法が適用されることとなり、全壊と大規模半壊の世帯に支援金が支給されることとなりました。

これを契機に、高槻市以外の府下の自治体でも、同制度に準じた支援金の支給が検討されると聞き及んでおります。

今回の大阪府のこの対応は、被災者を励ます画期的な取り組みであり、高く評価できるものであります。

ただ、支援金の支給は市町村の判断にゆだねられ、意向調査が行われたようですが、岬町は大阪府にどのように回答したのかお聞きしたいと思います。

あわせてもう1点、災害見舞金制度の拡充についてもお尋ねをいたします。

現在、岬町においては、見舞い金制度が設けられておりますが、その対象をお示しく

ださい。

今回の台風では一部損壊が圧倒的に多く、一部損壊世帯にも見舞い金対象制度の対象を広げることを求めるものであります。

この点についても町の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

先ほど議員言われましたとおり、平成30年6月18日に発生しました大阪府北部を震源とする地震に対しまして、高槻市を被災者生活再建支援法に該当する災害と認められ、支援金の支給対象となっております。

しかしながら、地震で同法の適用を受けられない市町村や、平成30年7月豪雨及び台風21号で同様の被害に遭われた方々の生活再建支援策がないことから、大阪府が支援法と同様の制度を設ける予定と聞いております。

本町においては、大阪府が支援制度を実施すると決定された場合は、岬町においても実施したいと考えております。

続いて、災害見舞金の対象を一部損壊へ拡大ということですが、本町の災害見舞金等につきましては、災害を受けた方に対して、生活の安定と早期の再建を図るため、岬町災害見舞金支給条例等の規定により、災害により30日以上入院加療を要する傷害を受けた場合、家屋が全焼、全壊、または半焼、半壊、家屋が浸水した場合、災害見舞金等を支給しているところでございます。

災害見舞金等について、一部損壊の方にも拡大することについては一部損壊の定義が難しく、一律に見舞い金を支給することは困難であると考えております。

住宅の改修には公的な融資制度がありますので、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 大阪府に対しては、よく私は文句を言うことが多いのですが、今回のこの制度、被災者生活再建支援制度に準じる扱いを対象外の市町村においてもしていきましようという、この考え方についても非常に前向きな取り組みだと思っておりますし、その考え方が示されたところで岬町もしっかりとそれに手を挙げたと、これは岬町がうちはよろしいねんって言うたら、岬町内で被災された方、該当されても受け取れませんから、当然、町の負担も発生するものでありますけれども、町の判断についても評価をしておきたいと思えます。

災害見舞金については、今、いろいろ理由も述べられましたが、今後、前向きにご検討いただくようにこの場では求めるにとどめたいと思います。

ブロック塀の撤去にかかる補助金制度の運用についてお尋ねをいたします。

当該補助制度については、12月1日付の回覧でも、再周知を図り、積極的な周知の努力が認められるところであります。

しかしながら、岬町においては補助期間が10月1日からと定められており、10月1日以前にブロック塀を取り壊した方についてはこの制度を活用することができません。一刻も早く危険を取り除こうとなされたことがあだになるなど、あつてはなりません。

大阪府北部地震の発生以後であれば、さかのぼって申請ができるよう、制度の柔軟な運用を求めます。

あわせて、申請期間が来年3月29日とされておりますが、期限の延長を行うべきと考えます。

このことについても考え方をお尋ねしたいと思います。お願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 中原議員のご質問にお答えいたします。

ブロック塀等の撤去にかかる補助制度につきましては、社会資本整備総合交付金を活用しており、補助割合は国費が2分の1、府費が4分の1、町の負担を4分の1と定めて、10月1日から施行したものでございます。

議員ご質問のように、本制度の施行日より前に遡及して適用いたしますと、その物件は国費の対象外となり、その部分を町が負担する必要があります。

本制度の目的は、町内の道路に面した危険なブロック塀等の撤去を促進することであり、大阪北部地震を契機としたブロック塀等の自主的な撤去につきましては、目的に合致しているものと考えております。

しかしながら、今後の補助申請件数や町の財政負担など、留意する必要がございますので、制度運用後の現時点におきましては遡及して適用することは難しいものと考えております。

今後、本制度のように、安全を確保するための補助制度を制定する場合、中原議員のご意見も参考にして検討してまいりたいと考えております。

また、補助制度の期限の延長についてでございます。担当としましては、防災、減災の観点から必要な事業であり、継続して進めていきたいと考えております。

国、大阪府におきましても、本制度について平成31年度も予算を措置する予定であ

ると聞き及んでおりますので、国や大阪府の補助があることを前提として新年度も予算化できるよう努めてまいります。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 1点目の答えでありますけれども、さかのぼっての請求は難しいというお答えでありました。

そこでは、国が難しいと言っているみたいな印象を受けるご答弁いただきましたけど、これは府はどのように言っていますか。

○道工晴久議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

大阪府の制度創設に当たりましては、遡及適用、遡及して適用するということは国費の対象外になるということで、大阪府のほうでも交付金のほうを制定しております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今の答えは、少しよくわかりにくかったのですが、大阪府としては遡及適用を認めないということですか。

大阪府は確か、大阪府の中での決まりをつくったのは10月25日だったのかなと思うのですが、そうしたら、大阪府は10月25日から後しか受け付けていないのですか、各市町村から申請が上がってきますよね。それを府は府で判断もするけど、国にも上げますよね。

そのとき、府は決まりをつくったのが10月25日だから、その後しか認めないとしているのですか。そういう意味ではないのですね。

○道工晴久議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

私のほうで少し不十分な答弁だったかなと思いますが、市町村の補助制度要綱に基づく交付決定がなされた日以降に工事契約したものが国費の補助対象となるということが明記されておりまして、さかのぼって、市町村補助対象としたものは国費対象外であるということがございます。

大変失礼しました。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今のお答えでいきますと、市町村の補助制度で期日が決まっている。それよりも前のものは適用外ですよと大阪府は言っているということですね。

そうであるならば、岬町がさかのぼって対象にしますっていうことを決めたら、それ

が岬町における規律になるのではないですか。

一応、10月1日に決まりは決めましたが、遡及適用しますよと、例えば大阪府北部地震発生後からさかのぼって適用するというのを岬町が決めれば、大阪府はそれを尊重するという事ではないのでしょうかね。

少しこのことに余り時間を使っていると、もう少しほかの質問ができなくなってしまうので、ぜひ、今後、研究もし、またこの点については大阪府にも問い合わせをしていただいて遡及適用についてもご検討いただきたいと改めて求めておきたいと思えます。

遡及適用については、今回のことに限らず、似たようなことが今後も発生することは考えられますから、制度設計時に必要な時期、遡及等についてもよく検討していただいて決まりについては調整をしていただきたいと求めておきたいと思えます。

空き家対策について質問をいたします。

今回の台風による強風で多くの家屋に被害が発生しましたが、とりわけ空き家への被害は深刻でありました。

2年前に空き家の調査が行われ、損壊状況によりAからDの4段階の判定が行われましたが、台風の後、その判定結果に変更が生じていないかお聞きをいたします。

あわせて、最も損壊の激しいD判定の家屋14件の状況についてもお聞かせいただきたいと思えます。

○道工晴久議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

台風被害を受けた空き家につきましては、現場調査の結果、再調査の必要はないと考えております。

また、空き家実態調査によりD判定と判定された空き家14件につきましては、解体済みが2件、所有者が管理をしていると確認ができたものが3件、空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例に基づき助言、指導などの対応中のものが9件となっております。

これら9件につきましても、現場を確認したところ、実態調査の結果と比べて建物の状況等に大きな変化は見受けられませんでした。今後、適正に対処できるように努めてまいります。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 以前行った調査からの再調査の必要はないであろうということでありま

した。AからDの判定については実態を把握した上で判定の変更は必要ないということであろうとお聞きをしました。

D判定となっている解体していない、とりわけ条例に基づく措置を行っている9件について、できるだけ早く適切な管理に至るように、空き家については多くの方から不安な声が寄せられますので、適切な管理が図られるように、担当課として引き続き努力を求めておきたいと思えます。

この質問項目の一番最後ですけれども、今後の災害に備えて重要なことのうちのひとつが被害状況の把握をいかに迅速に行うかであると考えます。

被害の実態を正確につかむことなしに、必要な手だても有効な救済策も導き出すことはできません。

せんだって9月議会でも申し上げましたが、自治区や自主防災組織など、地域の中に既にある組織に協力をいただく体制づくりに本格的に取り組まれてはどうか、改めて提案するものであります。

さきの質問で、ブルーシートや土のうの配布、それから停電の状況等について、被害の実態を把握することが必要だということを申し上げました。

そういったことは、地域の中で自治区の班や班を通じて状況を自治区、区長さんのもとへ集めて、それを町が把握をするというのが一番有効ではないかと思えます。

災害ごみの収集の周知についても、自治区を通じてそれぞれの家庭に漏れなく情報が伝わるというような仕組みづくりが必要ではないかと思えます。

私が今回改めてこのことをご提案いたしますのは、松尾議員もおっしゃられておりました淡輪自治区長の皆さんとの意見交換会の場で、区長の皆さんの自覚の高さを知ったからであります。

ある自治区については、災害が起こってから全ての班長に連絡をし、全ての班の中で被害の状況がどうなっているのか把握をして自治区長に情報を集めてほしいというお願いをして、1時間でその自治区の中の被害状況の把握ができたということをお聞きしました。

また、別の自治区は、災害ごみを自治区内で収集し、運搬し、岬町の美化センターに処分を依頼すると。その作業を自治区長さんと副区長さん、このお二人で何往復もしてなさったということをお聞きしたのです。

それぞれの区長さんが災害が発生したときに、自分たちは区長として、また自治区の中で役割を果たしている一員として、自治区内の住民の皆さんのために何ができるだろ

うかということを実際に真剣に考えられて、自主的に避難所もあけられたり、いろんな努力をなさってきました。

そのことを私お聞きしたときに、やはり岬町の職員だけでは手が足りない、もうこのことははっきりしているのですよ。前から私は職員は正職員をとりわけ増やすべきだということは申し上げておりますけれども、正職員が例えば明日100人増えても、その100人が明日、じゃあ災害対応すぐできるのかと、そんなことありません。

地域のことを一番知っておられるのは地域の皆さんなのです。その上に、自治区の中の役員の皆さんが本当に高い自覚を持っておられる、このことをやはり力をぜひ発揮をしていただいて、今後の災害に備える、このことに思い切って住民の皆さんの力を借りる、そのことをお願いするべきではないのかなと思うのです。

日ごろから自治区の役員の皆さんはいろんなことで町の行事、いろんなことをご協力いただいているので、私も内心、こんなことを議会で言うのはどうかなとはっきり言って思っていたのですよ。

ですけど、このたび、本当に自治区長の皆さんの姿勢に触れて、これは思い切って胸を借りるつもりでといたしますか、ぜひ力を発揮してほしいと、強制では決してないのですが、せつかくそんなふうにおられる方がおられるのですから、そのことに依拠して、よりよい連携をつくることに力を注いではどうかということをご提案するものであります。

危機管理担当、自治区担当としては、いかがお考えかお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 お答えいたします。

災害時の自治区や自主防災組織との連携というのはさまざまな場面で必要不可欠なものと考えております。

10月の自治区長連合会役員会におきましては、避難所の自主開設、自主運営についての協力を求め、各地区で自治区長のご意見を聞いていただいているところでございます。

先ほど、少しご提案のありましたブルーシートの配布に対する把握といたしますか、情報収集の件なのですけれども、この件につきましては、自治区単位でまとめて配布できれば、災害対策本部としてはありがたいということだと思っておりますが、同じ災害に遭われている中で、区長さんや班長さんの負担が大きいのではと、少し危惧するところでございます。

なぜかと言いますと、班長さんにつきましては、家屋の被害状況を恐らく外から見ただけでは必要なかどうかは判断しがたい状況かと思えます。

例えば、既に業者さんをお願いしているとか、ひさしの部分被害なのでブルーシートまで必要がないとか、各家庭の諸事情等もあると思えます。

そうなりますと、各家庭への聞き取りが必要になってまいります。それをまとめて、また区長さんに報告しなければならないと。区長さんは区長さんで各班からの報告を集約してブルーシートを受け取って住民に配付するよという流れになるかと思えますが、現実的にはこのような対応ができる自治区とできない自治区があると予想されますので、一律的な取り扱いについては難しいと考えております。

また、必要な枚数が多くなりますと、どうやって運搬するのか、どこへ一時置くのかというような問題も発生してくるかと思われます。

加えて、世帯数が多い自治区と少ない自治区ではその対応の時間にかなり差が出てまいります。

数に限りのある場合などは区長さんからの取りまとめ報告が遅くなった自治区には全員に配付できないといったこともあり得るかもしれません。

また、雨漏りしているので一刻も早く配布してほしいのやという家庭もあるかと思えます。

こういった、ちょっと心配な点、それから、行政側でも整理すべき点がありますので、今後、このブルーシートの件につきましては自治区長連合会等を通じまして、自治区のご意見をいただきたいと考えております。

なお、複数の方からそういった貴重なご意見をいただいておりますし、代理の受領、配布も可能としておりますので、自治区単位、あるいは班単位でも取りに来ていただければ対応は可能と考えております。

また、停電などの自治区内での被災状況等につきましては、自治区長さんや住民からも随時連絡をいただいているところでございますが、これにつきましても自治区長連合会等を通じて、自治区に改めてお願いしたいと考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 時間が大分食われてしまいました。丁寧なお答えありがとうございます。

ここであわせて公共施設の耐震化や強風対策についてもお聞きをしようと思っていたのですが、このことについては竹原議員が質問されておりまして、各自治区の集会所などへの強化ガラスの設置、また備品の整備を進めるといったような答弁もお聞きしまし

たので、その方向で進めていただくよう求めて、今、ご答弁いただきました懸念がよくわかります。私も同じ気持ちです。

ただ、自治体の職員がこれだけ少ない中で災害に強いまちをどうつくるのかということ考えたときに、そして、またお金がない。こういった中で何ができるのかというときに、やはり住民の皆さんの力を借りるということは非常に大事なことで、強いコミュニティづくりにもつながるものでありますから、心配な点、いろいろあるのはもつとでも、それを整理しながら、また自治区長の皆さん、地域の皆さんに押しつけるといったようなことではなくて、ご協力をいただけるものであればご協力いただきたいという姿勢でご相談をいただき、また、その仕組みづくりを強めていただきたいと求めておきたいと思います。

大きな1問目は以上です。

○道工晴久議長 中原 晶君の質問中でございますが、暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 3時30分から再開いたします。

(午後 3時15分 休憩)

(午後 3時30分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に続き、会議を始めます。

中原 晶君。

○中原 晶議員 旧深日ゴルフ場跡地を中心とした太陽光発電事業についてお聞きします。

本日は、私も含め、3人の議員がこの問題で質問に立っております。傍聴者も多く、この問題における関心の高さがうかがえるものであります。

原子力発電に頼らずに再生可能エネルギーの普及を促進するべきと考える立場から太陽光発電事業一般を否定するものではありませんが、自然や景観を損ねたり、災害発生の危険性を増大させるようなことのないよう、監視も必要であります。

この問題については、既に出口議員、松尾議員から質問がありましたので、それらをお聞きした上で私からも重ねて質問をさせていただきたいと思います。

午前中に質問を行った出口議員の質疑を通じて、源蔵山の歴史的な価値については一定お示しをいただきましたが、伝承の内容について、もう少し踏み込んでお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、岬町にとっての価値をどのように捉えているか、このことについてもお聞きしておきたいと思います。お願いいたします。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 質問にお答えさせていただきます。

午前中の出口議員の質問にも答えさせていただきましたけども、太陽光発電事業の計画地内にあります源蔵山は町内に存在する古文書の一つで、泉州深日神社仏閣語録の文中に平安時代の有名な歌人の一人であります藤原源蔵清正が滞在したという言い伝えが残されており、そこから由来します源蔵山は歴史愛好家の中では周知されているというところでございます。

また、深日ゴルフコースの中に藤原源蔵清正の住居らしいところがあって、古井戸が存在しているのではないかという言い伝えも残されているというところでございます。

このように源蔵山は近隣にあります学文字山と同様に、昔からこの地域にまつわる伝承により名前がつけられているものと考えられ、後世に語り継ぐ意味においても歴史的価値のある伝承地であると認識しているところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 より詳細に歴史的価値についてお示しをいただきました。ありがとうございます。

この岬町の産業観光課が作成をされている岬町まち歩きマップの中にも、そのあたりについてはお示しをいただいているところであります。

観光ボランティアや岬ふるさと歴史の会、またハイキングなどで親しまれている皆さんを初めとして、岬町の文化と歴史、自然や景観を守る取り組みが続けられている地域であります。

出口議員の質問に対する答弁の中で、事業者である神戸物産に散策路の確保と説明板の設置を要請しているということが確認をされました。このことについては評価できるものと考えますけれども、もう少しこのあたりについてお聞きをしたいと思います。

この神戸物産に対する要請については、具体的にいつ、誰が、神戸物産に出向き、どんな訴えをしていただいたか、このことについても確認しておきたいと思います。

行った人、誰でもどうぞ。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 質問にお答えさせていただきます。

この開発地のいわゆる源蔵山とか散策路につきましても、担当のほうが現地にお伺い

して現地を確認し、神戸物産の担当者と源蔵山の大切なというところを訴えまして、あくまでも所有地が神戸物産側にありますので、お願いという形になりますけども、何とか案内看板の設置なり計画地の中で失われる散策道につきましては別のルートで何とか残してもらえないかということをお願いしたというところでございます。

ただ、いつ、何時、どこでというのは、すみません、今、ここに持っていませんので、また後日報告させていただきたいと思います。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 突然の質問ですみませんね。また、お調べいただいてご報告いただきたいと思います。

担当はということでありましたけれども、該当する部局でいいますと教育委員会、それから都市整備部、それから産業観光促進課かな。この三つの部局のトップが出向かれたという理解でよろしいですかね。

訴えた内容については、今、簡単にしかお答えいただけませんでした。突然の質問だったので、すみません。この地の大切さについて訴えていただいたということをお聞きしました。

また、散策路の確保と案内板の設置についても求めていただいたということで、言っていた要請については評価できるものと考えます。

引き続きお尋ねをいたしますが、太陽光発電事業の計画に当たって、関連する法律や条例をお聞きしようと思いましたが、これは午前中の出口議員の質問への答弁の中で一部紹介がありましたので割愛をするとして、過去の岬町内での太陽光発電事業の中で法や条例への逸脱はなかったか。また、今回の旧深日ゴルフ場跡地を中心にした発電事業においても法令の逸脱はないのか、念のため確認をさせていただきます。お願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

旧深日ゴルフ場跡地における事業につきましては、森林法にかかる届け出なども提出されており、また、宅地造成等規制法に規定される造成行為も行われていないため、今のところ法律や条例に逸脱しているところはないものと考えております。

ただし、森林法に基づく伐採届の伐採面積につきまして、現在、大阪府が事業者を確認、協議しているところと聞き及んでおります。

また、過去に逸脱はなかったかということですが、過去にも法や条例に逸脱

した事業はなかったものと認識しております。

しかしながら、大阪ゴルフクラブ前の施設におきまして、FIT法の規定に基づく認定発電設備である旨の標識、これが設置されていなかったため、事業計画のガイドラインに準じまして大阪府を通じて国に通報し、国が指導を行っております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今後も増加が予想される太陽光発電事業において、岬町の貴重な自然を壊すことなく住民合意に基づく発電事業を進めるべきと考えますが、そのためには事業開始に当たって、環境アセスメントが必要ではないかと考えるものであります。

松尾議員の質疑に対して、家永部長から非常に積極的な答弁がありました。太陽光発電の計画に当たっては要綱や条例、ガイドライン等で岬町独自のルールづくりを期限を切って行うという答弁が聞かれたところであります。

それをこれから具体的に詰めていくところというようにも思いますけれども、そのことともかかわって環境アセスメントの義務づけについて岬町でも考えていく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、波戸元雅一君。

○波戸元しあわせ創造部理事 ただいまの環境アセスメントの義務づけということでございますが、国におきましては太陽光発電の導入に当たっての環境配慮については、平成30年7月3日の太陽光発電のリサイクル適正処理等に関する検討チームの取りまとめ結果において、特に大規模なものについては環境影響評価法の対象事業とすることも含め、法、条例、自主的取り組みを組み合わせ適切な制度の検討を早急に行うべきとされております。

また、環境省では、太陽光発電施設の設置を環境影響評価法の対象事業として追加すべきかどうかについて検討を行う検討会を開催しております。

これらのことから、太陽光発電施設の設置に当たっての環境アセスの導入については、今しばらく国の動向を注視しながら、今後、十分大阪府とも連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 国の動向も見ていく必要がありますけれども、国の話し合いの中でもかなり具体的にこの環境影響評価の対象に大規模なメガソーラーについては対象にしていくべきではないかという方向に話が進んでいるようでありますので、岬町においての独自のルールづくりの中でもその点も注視をしていただきたいと思います。

もう時間がありません。

岬ふるさと歴史の会、観光ボランティアの皆さん、またハイキングでこの地に親しんでおられる方々、こういった方々は、先ほど来申し上げておりますけれども、ハイキングとして源蔵山や学文字山への散策路の確保と伝承文化の説明板の設置を切実に求めておられます。

この地の歴史的な価値を守り、伝えることで岬町を知り、岬町を訪れる方々が増えることを願うのでありますので、ぜひ神戸物産への要請と協議を引き続き行い、散策道設置板が必ず実現するよう、この場で改めて強く求めて私の質問を終わりたいと思います。

○道工晴久議長 中原 晶君の質問が終わりました。

次に、坂原正勝君。

○坂原正勝議員 公明党の坂原でございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従って質問をいたします。

まず1点目の住民の健康増進についての質問です。この質問につきましては、本日、午前中に奥野議員からも質問がありました。私は、少し角度を変えて質問をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ここでは、特に国民健康保険被保険者の健康づくり事業についてお聞きします。

岬町は高齢化率が高く、大阪府下では他市町より高い水準で高齢化が進んでいます。

住民の、健康で幸福な生活という視点、また医療費の増加による町財政への圧迫など、健康づくり事業は本町にとって大変重要な事業であると思います。

住民が健やかに暮らすことができれば、住民福祉の向上と財政負担の軽減につながると思われまます。

そこで、現在の国民健康保険被保険者の状況と特定健診の受診率の現状の2点についてお聞きします。答弁をお願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

岬町の国民健康保険被保険者数は、平成30年5月末現在で4,445名、近年の被保険者数の推移は現在の健診体制に移行した平成21年度以降、おおむね年間3.5%ずつ減少しております。

また、健康づくり対策の基本となる特定健診の受診対象者40歳以上の被保険者数は平成29年度で3,650人程度、全体の被保険者数と同様、減少傾向にあります。

本町の特定健康診査の受診率につきましては、現在の制度移行当初は20%に満たない状況にありましたが、ここ数年はおおむね20%を維持しているところでございます。

しかしながら、近隣市町村がおおむね30%台で推移している状況であるのに対しまして、本町はまだまだ低い状況となっております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいま国民保険の被保険者の状況と特定健診の受診率について答弁をもらいました。

受診率が他市町に比べても非常に低いということですが、これまで受診率向上のために取り組んできた取り組みはどのようになっていますか、答弁をお願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

これまで岬町では、平成22年度に特定健康診査の未受診者を対象にアンケートを実施し、未受診の原因等について確認を行いました。

最も多い意見としましては、自分は健康だから。次に、既に医療機関に受診しているからというもので、自分の健康に自信がある、もしくは医療機関に受診することで健康に対して安心感を持っているという意見が大半でした。

これらの方々に対し、自分自身の健康管理のためにも健診を受診する大切さをご理解していただくため、未受診者の方を対象に受診を促すダイレクトメールを送付し、保険料決定通知や保険証の更新など、折に触れて特定健診の受診啓発に努めてきたところでございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 医療費の動向を分析した調査結果というのがあります。

それによりますと、特定健診受診者と未受診者との1人当たりの生活習慣病にかかる医療費は6倍を超える開きがあるということがわかっております。健診を受ける人は受けない人よりも医療費が6分の1ということですよ。

だから、非常に受診率を高めることが大事だと思います。

この特定健診の受診率向上に向けて取り組む先進事例として、近隣では熊取町の事業というのがあるのですが、これについてはご存じでしょうか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

今年度より熊取町では、受診率向上対策としまして、「めざせ！がっちり健幸」とい

う事業を実施していると聞き及んでおります。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 先日、熊取町に視察に行つてまいりました。少し紹介したいと思います。

この熊取町の取り組みですが、これは国民健康保険の基金を財源にして行うもので、大きく3項目を挙げています。

今、紹介ありました「めざせ！がっちり健幸」という、そういうネーミングでやっております。

大きく3点で、一つ目、「健幸で始めま賞」というのがあります。健康の「こう」というのは幸せということですよ。体も健康で幸せだという、この健幸で始めま賞、「しょう」は表彰の「しょう」ですね。

これは昨年度に特定健診を受診していない、また医療も受診していなかった人が今年度に特定健診を受診すると、「健幸で始めま賞」の賞状と副賞として500円分のクオカードがもらえるというものです。これは個人が対象です。

二つ目、「健幸でがっちり賞」といいます。これは、今年度特定健診を受診し、その後1年間の間、これは家族全員が医療を受診していない世帯。健康で過ごしているということですよ。その世帯には「健幸でがっちり賞」を表彰して、副賞は1万円と、これは世帯が対象ということです。

三つ目が、「スマホd e ドック」というのがございまして、これは20歳から29歳の方が対象。若い世代ですね。対象で、スマホで申し込めば検査キットが郵送で自宅に送られると。そして、そのキットの説明どおりに自分で採血すると、簡単な採血キットがあるのですね。ほとんど痛みがないそうです。

それを採血して送り返すと、約1週間で検査結果が確認できると。その結果もスマホで確認できるというものだそうです。

熊取町のこの事業は、大阪府下唯一の取り組みとして今年度から開始し、事業予算は平成30年度は約120万円。平成31年度以降は約170万円を予定し、これは健康をみずから意識し、健康管理をしっかり行うきっかけとして、また特定健診を広くアピールして生活習慣病を予防することを目的としているものです。大変すばらしいと思いました。

岬町でもこのような取り組みを実施してはどうでしょうか。いかがでしょうか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

本町におきましては、未受診者に対する受診勧奨のほか、健診内容につきましても岬町医師会にも協力を依頼し、独自の健診項目を追加して実施してまいりました。

今年度から、これまでの市町村に加え、大阪府も国保制度を担うこととなり、保健事業についても大阪府全体で基準が統一され、医療費適正化や健康づくり対策についてのインセンティブの強化が図られることとなりました。

それにより、統一された基準に加え、前年度まで実施してきた独自の追加項目は変えずに実施することで保険事業の質の向上に努めているところでございます。

さらに、来年度から健康マイレージ事業を大阪府全体で実施することが決定しており、本町は他の市町村に先駆け本年度中にモデル事業として実施します。

現在、内容等につきましては調整中ですが、例えば各種健診の受診やウォーキングなど、健康づくりに取り組みながら、ポイントをためて商品券等が当たる抽選に参加することができるといったものです。

また、国保被保険者を対象に特定健診を受診されますと、電子マネーや商品券と交換することができます。

この事業の概要は広報岬だより、今月12月号の4ページに掲載しております。

このように、健康づくりに取り組むことでポイントがたまるという点から特定健診の受診率の向上と医療費適正化の両面から効果が期待できるものと考えております。

今後はさらに統一基準に基づいた事業展開に加え、本町の実情に合った取り組みを各関係課と連携しながら展開していきたいと考えております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 岬町においても来年度から大阪府下で他市町に先駆けてモデル事業として健康マイレージ事業ですか、というのに取り組むという答弁がありました。

大変すばらしいことだと思います。ぜひとも今後とも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、2点目、活力あるまちづくりについてお聞きします。

まず、まちづくりを進める主体者は誰かということですが、それはずばり町職員であり住民であると思われれます。

この両者がもっとより積極的にまちづくりに参画できるような環境づくりが必要ではないかと思えます。

もっと積極的にまちづくりに参画しよう、そういう意欲を引き出す動議づけ、いわゆるモチベーションを高めるための方策として以下の2点について質問をいたします。

初めに、住民表彰制度についてお聞きします。

岬町において、住民に対する表彰制度はどうなっているか。また、その現状と今までの実績をお聞かせください。

○道工晴久議長 町長公室長、川端慎也君。

○川端町長公室長 坂原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本町では、町政の発展に寄与し、または町民の模範となる行為があった方を表彰し、もって町の自治振興を図ることを目的とした岬町表彰規定を定めております。

表彰規定の概要としましては、目的については先ほど述べさせていただいたとおりですが、表彰の種目としましては、功労者表彰、善行者表彰がございます。

功労者表彰につきましては、自治功労の部、教育文化功労の部、公安防災功労の部、産業振興功労の部、衛生福祉功労の部と分かれており、各分野に功労のあった方に対し表彰を行うものでございます。

次に、善行者表彰につきましては、町民で善行美徳の行為があり、他の町民の模範となる方、または団体に対して表彰を行うものでございます。

また、そのほかにも国より勲章、褒賞を受賞された方、大阪府知事表彰等を授賞された方に対しましても今までの功績をねぎらい感謝状をお渡ししているところでございます。

また、次に表彰実績、表彰方法についてご説明をさせていただきます。

平成30年度においては、年度途中ではございますが、11月末時点におきまして大阪府知事表彰や厚生労働大臣表彰等を授賞された方11名、平成29年度では、大阪府知事表彰を受賞された方3名、善行者表彰として1名の合計4名の方に表彰を行っております。

また、平成28年度におきましては、町制60周年の年であったことから、60周年記念式典において岬町表彰規定に基づく特別表彰を行い、132名の方に対し表彰を行ったところであります。

表彰の方法としましては、表彰される方に対しまして表彰状、記念品を贈呈するとともに、岬町のホームページにある町長の動きや広報紙への掲載を行い、広く住民の皆さんにお知らせすることとしております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 岬町における住民に対する表彰制度の現状についてお聞きしました。

お聞きしたのですが、表彰する対象を私が思うに、スポーツ、文化、芸術、伝統芸能

ですね、などで活躍されている人たちにももっと積極的に町として表彰できるように。

例えば、名誉町民賞とか、あるいは人間国宝の岬町版みたいなもの、そういうものを新たに創設してはどうかと思います。

また、そういう表彰の、他市町の現状はどうでしょうか。答弁をお願いします。

○道工晴久議長 町長公室長、川端慎也君。

○川端町長公室長 坂原議員のご質問にお答えをします。

岬町におきましては、社会の進歩と岬町の発展に顕著な功績のあった方に対し、称号を贈り、顕彰を行う、岬町名誉町民条例がございます。過去に名誉町民を授賞された方は1名おられます。

町民の協力なくして今後の岬町の発展はなく、町民一人ひとりがまちづくりの主人公として活躍していただくためには、人間国宝の岬町版というような新たな制度の創設について本町としましても検討が必要と考えます。

人間国宝の岬町版につきましては、近隣では、和泉市において和泉市の宝として人間市宝という制度がございます。

これは、まちの永遠の宝となる伝統の技術、芸能を保持する方を人間市宝として表彰することにより伝統芸能、伝統工芸や地場産業などに対する関心や継承意欲の向上を図ることを目的とされております。

岬町といたしましても、近隣市町の事例を参考にしまして岬町の伝統文化の継承や地場産業の発展など、岬町の活力あるまちづくりに貢献されている方に対し、その功績に敬意を表する表彰制度のあり方について検討してまいりたいと考えます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいま他市町の紹介で人間市宝、和泉市の事例が紹介されました。

そこで、実はこの人間市宝表彰については今年11月に泉佐野市でも表彰がございました。なんでも、泉佐野市で初めて人間市宝の表彰をしたとのことでした。

ぜひ本町においても、今後、より積極的な表彰制度を検討して行ってください。よろしくをお願いします。

続いて、この項目の2点目、町職員の政策提案制度についてお尋ねします。

そもそも岬町に職員の提案制度はあるのか。あるならば、その概要と今までの提案実績をお聞かせください。答弁をお願いします。

○道工晴久議長 町長公室長、川端慎也君。

○川端町長公室長 坂原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本町では、総合計画や集中改革プラン等の実現に関する提案を奨励することによりまして、まちづくりへの参加意識や志気の高揚と活力ある組織づくりを進めることを目的として職員提案制度がございます。

提案制度の内容としましては、職員の創意工夫や考案による具体的かつ実現可能なものを提案していただくもので、次の項目があります。

- 1、事務事業の改善及び改革に関するもの。
- 2、行政能率の向上に関するもの。
- 3、行政施策に関するもの。
- 4、財政の改善に関するもの。
- 5、町の発展に関するもの。

の五つでございます。

提案の審査等につきましては、人事担当におきまして実現の可能性、実施効果、経済性、創造性、研究努力の程度等を基準とし、提案審査を行っております。

提案によっては、企画地方創生課や関係部局を入れ、委員会等を設置して審査を行うこととしております。

提案の活用の実現については広く関係部局の利用に供し、まちづくりに活用するものとし、町長は最優秀と決定された提案については、その現実に必要とする経費を50万円を限度とし、当該提案に関する業務を所轄する所属長に対し実施についての措置を講ずるよう指示することとしております。

また、町長は特に優秀とされた提案については、岬町職員表彰規定に基づき提案者を特別表彰することができるとしております。

また、今までの提案件数、実績についてご説明をさせていただきます。

平成23年度には2件、平成25年度にも2件、平成26年度にも2件がございました。

岬町のマスコットキャラクターのみさっきーとみさきーちょは、平成23年度に岬町のマスコットキャラクターの作成についての職員提案があり、実現したものでございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 実績として平成23年、平成25年、平成26年に2件ずつということでしたが、ちょっと少ないのかなとも思います。

職員が具体的に改善提案、政策提案制度について詳しく知っているのかなということ

も思ったりします。

提案しようとする職員がどうやって申請すればいいとか、そしてまた最終的にその提案者が申請して取り上げられて、最終は町長の決定だと思うのですが、町長との面談等で内容を説明して、仮にその提案内容が採用された場合、今は費用面で最高50万円までとありましたけども、これは実際にその職務を進めていく上で、その職員が直接その政策を実施できるように配置換え等を行うとか、そんな考えはないでしょうか。その辺について答弁をお願いします。

○道工晴久議長 町長公室長、川端慎也君。

○川端町長公室長 坂原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

活力あるまちづくりには職員の活発なアイデアが必要不可欠であります。

職員から活発に提案を出していただくためには、まずこの職員提案制度について再度わかりやすく周知し、職員が進んで提案をできる環境づくりについても関係部課長に協力を呼びかけてまいりたいと考えます。

また、周知する際には、抜本的で斬新な改革提案でなくても、身近な改善業務などを手軽に提案していただくよう職員制度に対する敷居を低くし、提案を考えている職員の掘り起こしを行ってまいりたいと思います。

また、優秀な提案等をされた職員に対しましては、今後、議員おっしゃるように、その部局への人事異動等を行い、その政策の実現に向け、関係する部署についていただくというのも一つの考えだと担当では認識しております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今後とも、職員の提案制度の敷居を低くするとありましたけど、もっとまちづくりに積極的に職員も参加してもらおうという観点からいうと、この提案もっとも提案件数を増加させていくべきだと思うのですが、そのための何か具体的な方策はないのでしょうか。

例えば、私が思うに、採用された場合に報奨金を出すとか、そういう考えはどうでしょうか。

○道工晴久議長 町長公室長、川端慎也君。

○川端町長公室長 坂原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

職員提案制度につきましては、他の市町でも導入をしているという現状がございます。他の市町の状況を見てみますと、報奨金を出している市町もあるようでございました。当町におきましては、現状、財政難というところもありまして報奨金については引き

続き検討する必要があると考えておりますが、まずは表彰を行うことによって職員の志気を高めていきたいと考えております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 参考までに、今の近隣の市町では報奨制度があるということでしたけど、近隣の、先ほどもありましたが泉佐野市、ちょっと調べたらありました。

泉佐野市が報奨制度を設けています。この内容は市長賞は5万円あるそうです。優秀賞が2万円、優良賞が5,000円、副賞とそれぞれ賞状が贈られると。それから、努力賞というのがありまして、これは2,000円相当の記念品が贈られるという報奨制度があるということだそうです。

この職員の提案制度、これはすばらしい制度だと思います。せっかくこういうようなすばらしいいい制度があるのですから、これが絵に描いたもちにならないように、ぜひ有効に運用してもらいたいと要望いたします。

最後の質問です。

子どものスポーツ教育についてであります。

言うまでもなく、岬町の将来は現在の子どもたちがいかに成長するかにかかっていると思います。その子どもたちの成長に対して全責任を持つのが我々大人であるとも思います。

よく健全なる精神は健全なる肉体に宿るとも言われます。

そこで、初めに、岬町の子どもたちの学力と体力について大阪府下でのランクをお聞きします。

また、全国における大阪府のランクもお聞かせください。よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

まず、学力のほうですね、小中学校の学力成績につきましては、全国学力学習状況調査、いわゆる全国学力テストと言われているものですが、その結果をもとに説明させていただきます。

この全国学力テストは小学校6年生と中学校3年生を対象に実施しているものであります。

平成30年度の結果では、町内の小学校全体では、国語Aは大阪府平均を上回り、国語Bは大阪府平均を下回っております。

算数Aにつきましては、大阪府平均を上回り、算数Bは大阪府平均を下回っておりま

す。

平成30年度は理科も実施されておりまして、理科につきましては、大阪府平均を上回っておるとい状況になっております。

中学校につきましては、国語A、Bともに大阪府平均と同等となっております。

数学Aにつきましては、大阪府平均を上回り、数学Bは同等となっております。

今年実施しました理科につきましては、大阪府平均を上回っているという状況になっております。

全国における大阪府の結果としましては、小中学校とも全ての科目で平均正答率が全国平均を下回っているという状況にあります。

しかし、全国水準にほぼ並んでいる教科もあり、全国平均との差は小中学校のほぼ全ての科目で縮まってきており、改善傾向にあると見受けられます。

小中学校の体力につきましては、全国体力、運動能力、運動習慣等調査での結果をもとに説明させていただきます。

対象は小学校は5年生、中学校は2年生となります。

平成30年度の結果につきましては、来年、平成31年1月に発表される予定になっておりますので、平成29年度の結果をもとに報告させていただきます。

体力ですけれども、小学生男女とも大阪府平均を上回っております。

中学校では、男女とも大阪府平均を下回っている状況にあります。

全国におきます大阪府の順位としましては、小学校男子、女子とも全国平均を下回っておりまして、中学校の男子、女子につきましても全国平均を下回っているという状況にあります。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今回の答弁、少し細かかったのでわかりにくかったですけど、まとめてみますと、学力については小中学校とも大阪府の平均と同等か上回っていると。

大阪府は全国平均を下回っているというお話でした。

体力について、体力は、これは小学生は男女とも大阪府平均を上回っていると。中学生は男女とも大阪府を下回るとの答弁でした。

私なりに少し調べてみたのですが、新聞発表などの資料によりますと、学力について、これは大阪府の全国におけるランキングというものですが、これでいきますと、学力で全国学力テスト中学、正答率ランキングというのがございます。

これで見ますと、全国における大阪府の順位は40位になっています、これは学力で

すね。

また、体力についても、全国における大阪府の順位は、小学校男女とも46位、中学校男女は44位というようにありました。

これは、学力、体力の両方とも大阪府は全国47都道府県の中で40位以下という結果になっており、その中で岬町の児童生徒は大阪府の平均よりまだ低い結果になっています。

このような結果について、岬町教育委員会としてはどのように考えているのか、教育長にお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 議員のご指摘のとおりでございます。

岬町は全国的には若干低いということは結果が出ているわけですが、やはり分母が確かに少子化になって小さくなってきたということで、その顕著に平均値が出ていくというのが現状でございます。

体力のほうは、今、和歌山大学のほうの教授に来ていただいて、スポーツテストのやり方、そして子どもたちの意識改革、いろんなことで上がっております。

ただ、表に出て大きないい数字が出てないのは確かでございますけれども、大阪府下におきましては、体力につきましては小学校の部分では非常にここ2年、2年前にはトップというような時期もございまして、非常にちょっと安心して見てられるところがございました。

確かに議員の言われるように、知徳体の知の部分やはり先ほど言いましたように分母が小さすぎるということで、すごく上下が激しい。しかし低いと言われるとおりでございます。そこらはいろいろなチャレンジアップ事業とかいろんなことで年間通じて学校へ指導というのですか、いろいろなやり方を考えて相談して、そして少しでも成績を上げていくというような努力をしているところでございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 最近では、子どもが外で遊んでいるという姿をあまり見かけません。以前は、よく外で遊び、草野球やドッジボール、サッカーなどをして遊んでいるのをよく見かけたものでした。

これは子どもたちも放課後の過ごし方が変わってきているように思います。その原因は、ゲーム、テレビなど、室内での遊びが多く、体を動かす時間が減っていると。その上、保護者や周囲の大人の認識の中で、学力を重視する余り、外で遊ぶことやスポーツ

に対して軽視する、軽く見る、そういう傾向が強まってきているのではないか。

また、生活様式の変化に伴って、子どもたちの運動不足が常態化している。さらに、睡眠時間や食生活など、生活習慣の乱れ。そして、空き地や広場など、身近な遊び場の減少、さらには、塾や習い事により子どもたちに運動する習慣が定着してないなどが挙げられると思います。

そこで、教育次長にお聞きします。

小学校では、クラブ活動はないので地域でスポーツ活動の支援をいただいているスポーツ少年団というのがありますが、今はどのようなクラブがあるのか。そして、何人が参加しているのか。また、そのクラブに参加している子どもたちは全児童数に対して何%の人が参加しているのかを教えてくださいたいと思います。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 質問にお答えさせていただきます。

スポーツ少年団ですけれども、平成30年度の登録数では、柔道、ラグビー、バレーボールを初め合計で10団体となっております。

加入しています団員数につきましては、208名となっております。

12月1日現在の小学校児童数は575名となっております、そこから割り出しますと、スポ少の加入率としましては36.2%という状況となっております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 全児童のうち36.2%、約4割弱ですね、の子どもたちがスポーツ活動をしているという話がありました。

ここで少し興味深い研究結果を紹介したいと思います。

机の前に座って問題を解かせるだけでは子どもの学力は決して上がらないと訴える研究者がいます。これはスウェーデンにノーベル医学賞を決定する機関で、カロリンスカ研究所というところがあります。

この研究所で研究を重ねたアンダース・ハンセンという、これは脳科学者の研究です。

この人は、子どもの学力と体力の知られざる深い関係というのを説いています。学力と体力には深い関係があるということですね。

ちょっとそのどういう内容かというのを実験例を一部引用して紹介したいと思います。

このスウェーデンのブンケクロ、場所はどうでもいいと思うのですが、研究のため、時間割に毎日体育の時間割を組み込まれたある小学校のクラスがありました。ほかのクラスは体育の時間を増やす以外の条件は全く同じだったにもかかわらず、毎日体育をし

たクラスのほうが算数、国語、英語において成績が明らかに優秀だったことがわかりました。

さらにこの効果は、その後何年も続くことが確認され、男女ともに3教科の成績が飛躍的に上がることを確認された。

さらに、アメリカの研究チームも小学校3年生と5年生合わせて250人規模の調査を行って、同様の結果を得ている。

研究者が生徒の体力を正確に把握するために、心肺機能、筋力、敏捷性を計測したところ、体力のある生徒たちは、算数と読解力、読み解く読解力ですね、のテストにおいて高得点だった。

しかも、体力的にすぐれていればいるほど得点も高いという結果を得たということです。

これは、さまざまいろいろあるのですね。少ししつこいですけど、もう一つ紹介させてください。

アメリカネブラスカ州でも1万人を対象にして同様の調査が行われ、体力にすぐれた子どもはそうでない子どもより算数や英語の試験で得点が高いのが判明した。

試験内容が難しくなるにつれ、体力的にすぐれた子どもとそうでない子どもの得点の差は開いていると。体力のある子どもが大差で上回った。

ほかにもいとまはないのですけど、幾つもあるのですね。

要は、体力を鍛えれば学力はついてくるというような、こんな大ざっぱに言えば、そういう研究成果があるのですね。

この研究の中で、この学者が言っているのは、学力向上の鍵は心拍数を増やすことにあるということがわかったそうです。

これは、競技に関係なく、心拍数が増える有酸素運動がいいと。それも、小学校に通う年代の学童期が最もこの運動の恩恵を得られるという研究成果が出ているそうです。

このようなことから考えると、学校での、特に小学校ですよ。運動する楽しさ、また運動するときの心地よさ、それを体感することや運動に挑戦したくなる環境をつくること、これらが非常に重要であると思います。

こういうように、運動に接すること、運動の楽しさなどについては教育委員会はこれまでどんな取り組みをされてきたのでしょうか。何かありましたら答弁をお願いします。これは教育長にお聞きします。

○道工晴久議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 坂原議員より、いろいろなデータをいろいろな勉強されて、私もまたもう少し知らなあかなという気持ちになりました。

子どもの成長は、やっぱり社会はもう本当に当然でございますけれども、地域、学校、家庭という連携が非常に必要かなと思っております。

全部がまだ実施できているわけではございませんけれども、先ほど言われましたネットやゲームに没頭していると、そこへ子どもたちの頭が行ってしまっているというようなことが言われておりますけれども、私のほうはここ五、六年になりますけれども、家庭内での本の読み聞かせ、これは外で体力をつけているのではないのですけれども、そういった家庭内で本を読む。ネットで漢字を調べるとぱっと絵のように覚えてしまう。しかし、自分が本を読むことによって文章のつながりがわかる。それによって漢字の意味、いわゆる四文字熟語、二文字熟語、いろんなことに対応できるかなと思っております、ホームスタディーワークというのを、これは知っていただいていると思っておりますけれども、行っているところでございます。

体力との関係はないかなと言われたらそうではなく、皆さん方にもご迷惑をかけているかも知れません。２年半の時間をかけて、平成31年から、そのときは平成31年違います。8月25日から2学期をスタートさせていただこうということで教育委員会のほうで協議して、今、それを進めているところでございます。

これは子どもたちの学力のみならず、学校へ通ってくる力、それをちょっと1週間ほど早めるということで体力がつくかなと。

そして、一番先ほど朝からいろいろと議論されています災害に対して強いまち、災害が多くありました。私もちょっとまいったぐらいの台風の数でございました。我が家もちょっといろんな、要らんことですが、ちょっと瓦が飛んだりとかいろんなことがございまして、ちょっとショックを受けました。

先ほど議員さんも言われていましたように、21号はすごかったなど、本当にすごかったです。私、六十ウン年生きていますけれどもこんな台風、岬町で初めてでございました。

ちょっと離れましたけれども、災害とかのときに、子どもたちに早い目に臨時休校させていただこうと、家で安全なところでいてもらおうという気持ちが、やはりちょっと8月25日にスタートできることによって臨時休校をしやすくなるということがございまして、それは臨時休校することによって子どもたちの授業実数も確保できるのでないかと思っております。

それが、やはり学力向上の一端につながると思いまして、そこが今考えて皆さん方、すぐに答えが出ないかわかりません。頑張っただけ答えを出せるようにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 次に、中学校のクラブ活動についてお聞きします。

運動クラブの過去3年間の増減数をお答えください。これ、教育次長に答弁お願ひします。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 質問にお答えさせていただきます。

岬中学校の体育系のクラブ数は、現在10クラブとなっております。野球部、あるいはバレーボール、バスケットボールとあるのですけれども、ここ3年間での増減ということですが、まず廃部になったクラブが柔道と女子ソフトでございます。

ラグビー部が現在休部という状態となっております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 中学校の保護者の方からお聞きした話ですが、今、ラグビー部が休部ですか、廃部ではないのですね。

その中学校のラグビー部もなくなったと聞いたのですが、休部なのですね。

昨年のラグビー全日本の試合では岬中学校のラグビー部出身の卒業生が活躍していました。また、社会人のラグビートップリーグにも岬中学校ラグビー部出身の卒業生が何人も活躍しているということも承知しております。

そのラグビー部が今は休部ですが、このままでいくとなくなってしまうのかなと非常に残念に思います。

先ほどの答弁で、小学生のうち約4割弱がスポーツ少年団で活動しているとありました。

ここで聞いた話ですが、スポーツ少年団で活動していると、その子どもが中学校になると。中学校に入って運動部の部活で同じ種目のクラブがあればいいのですが、そのクラブがないからそのスポーツをやめてしまうと。そういう子どもがいるということも聞きました。

実際に、ある種目では小学校時代はスポ少で活動を行っていた。それが中学校にはそのクラブがないために中学校ではその活動ができないというので、小学校の体育館を借りて活動しているという話を聞いています。

しかも、その体育館を借りるのに当たっては使用料が発生すると。その使用料を保護者が払っているというのを聞きました。

そして、その活動するについて指導員はスポ少の指導員に来てもらって指導をしてもらっているという話を聞きました。

また、別の種目では、これもスポ少時代に目覚ましい活躍をした子どもが岬中学校にそのクラブがないので他府県の中学校に通っているという話も聞きました。

教育委員会ではこのような現実があることを把握しておられるでしょうか。教育委員会として、この中学校のクラブの存続ができないのは、その理由は、小学生時代にスポーツをする子どもが少ないからとか、中学校では運動クラブに入部する生徒がないから、だからクラブが存続しない、それは仕方がないことだというように、何かいわば人ごとのように捉えているようなところはないか。そうでないと思いますが、こういう現実があるということについて教育長の考えを少しお聞かせください。

○道工晴久議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 先ほどのご質問でございますけれども、全部を知り得ているわけではございません。

ただ、保護者のほうが非常に熱心な方がおられまして、私のほうへも、また町長のほうへもこういうクラブ活動がしにくくなっているということがたまに報告ございます。

そのときは、やはり学校との連携は取っております。ただ、クラブ活動のどの部を存続させるとか、いろんなことはやはり校長の専権事項でございます。

しかし、校長に全て任しておりますと、そこらがどんどん後退する可能性もございますので、そこらは連携を取りながら校長とお話しをする。また、PTAではなく、保護者の皆さん、そこらと連携していろいろとできるだけ継続していけるように、それは努力していきたいと考えておるところでございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 クラブに入部を希望する生徒がないから存続できないと、自然消滅みたいに感じるところもあるかもしれませんが、実際に他府県では教育委員会としてその現状を把握して課題について対策を立てて実施していると、そういうところも幾つか、資料にあるのですが、もう時間がないから言いません。少なくともありました。

なので、これは自然に任せるのではなくて、教育委員会として、これは政策として取り組んでいくべきではないかと思えます。

それから、中学校の部活動の場合に、学校の先生が指導に当たるというのがほとんど

だと聞いています。

先生もなかなか担当しないというのがおられるらしいので、ちょっとこのままでは岬町のスポーツ教育というのは衰退するばかりではないかと危惧しております。

例えば、教員が多忙であるならば、外部から指導者を導入すれば、その指導者不足を解決できるのではないかと考えますが、この点についても教育長、いかがでしょうか。端的にお願いします。

○道工晴久議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 ただいまのご質問でございますけれども、坂原議員もいろいろな情報をキャッチされているようでございます。

文科省のほうは、ちょうど1年半ぐらい前ですけれども、外部指導員の導入については結論を出しております。

それにつきまして、ガイドラインで大阪府の教育委員会のほうへも通知ございまして、岬町でもそのガイドラインに従って働き方改革、先生の数、さっき言われたように減っております。将来的に岬中学のクラス数が今以上に少なくなるという危惧を覚えております。

クラス数が減るということは教員の数が減ることになります。そして、議員言われていましたように、どの先生もクラブ活動にがっと前向きでないという方もおられます。幾らかはおられます。一生懸命やっただく方はたくさんおりますけれども、外部指導員と、そして学校の教員と、その組み合わせというのですか、それがなかなかうまくいけるかどうかということについては、ちょっと時間が必要かなと思います。

岬町のほうもきっちりとしたガイドラインをつくって、学校現場と調整したいと思っております。よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 平成29年度に運動部の部活動に外部指導者を何人活用していますかというアンケート、これを大阪府下の中学校に実施したアンケート結果があります。

それによると、1人と答えたのは17%、これは中学校の運動部の活動に外部指導者を何人入れているかということですね。1人と答えたのは17%、2人が17.4%、3人が9.6%、4人が7.8%、5人以上が12.1%ありました。合計すると、大阪府下の中学校で外部指導者を1人以上活用しているのは63.9%になります。ぜひとも岬町でも導入すべきと考えます。

今も教育長からありました教員の働き方改革ですね、その教員の働き方改革において

も、学校の先生が部活動に従事する時間が増加する傾向にあるというのが問題になっております。

中学校教員の8割が1カ月に100時間以上残業しているとの調査結果もあるとのこと。ただでさえ多忙な先生は、部活動の顧問になりたがらない、また、なり手がな。その結果、クラブの運営ができなくなって廃部になった例があるとも聞き及んでいます。

今後の部活動を継続していくためには、外部からの人材を起用して、小学校からずっとスポーツに取り組んでいる児童が中学校に入ってもそのまま続けられるように、ぜひ教育委員会が主体性を持って子どもたちの学力と体力の向上を図っていただきたいと思。います。

そして、現在、全国的に策定が進んでいると聞いております体力向上プラン、岬町にお。いてもぜひとも作成して岬町内全ての学校で児童生徒の実態や課題を踏まえて、それ。に実効性のある取り組みを進めるように強く要望いたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○道工晴久議長 坂原正勝君の質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

次の会議は、明日12月5日、午前10時から会議を開きますので、ご参集ください。本日はどうもご苦勞様でございました。

(午後 4時39分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成30年12月4日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 反 保 多 喜 男

議 員 奥 野 学